

樹木等維持管理業務委託共通仕様書

1 植物管理の目的

(1) 植物管理の特質

植物管理は、剪定・病虫害防除・施肥・灌水等を通じ、植物の健全かつ均整のとれた生育を促し、植栽目標に近づける「育成管理」を基本とする。この点において、当初の機能・性能・価値を維持する「施設の維持管理」とは性格が異なることに留意すること。

(2) 植栽目標

植栽の目標形は樹種・植栽場所など条件により様々であり、目標形を監督職員と協議し、確認した上で適切な管理を行わなければならない。

2 適用範囲

- (1) 樹木等維持管理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）とは、市川市が発注する公園、緑地、施設および街路樹その他樹木等維持管理業務に係わる委託契約書（以下「契約書」という。）の内容について、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書および設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 特記仕様書、共通仕様書、標準作業要領の間に相違がある場合の優先順位は、特記仕様書、共通仕様書、標準作業要領とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、千葉県土木工事共通仕様書「植栽・緑地管理編」を参考に監督職員と協議し、決定するものとする。
- (5) 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督職員の指示がない限り業務を継続しなければならない。但し、契約書に定める作業の変更、中止を行う場合は、この限りではない。

3 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
- (2) 「仕様書」とは、共通仕様書および特記仕様書（標準作業要領など、これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (3) 「共通仕様書」とは、植物維持管理業務に共通する義務・留意事項・必要書類等を定める図書をいう。
- (4) 「特記仕様書」とは、当該業務の実施に関する仕様を定める図書をいう。
- (5) 「委託者」とは、市川市をいう。
- (6) 「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人または会社その他の法人をいう。
- (7) 「検査職員」とは、業務の完了の検査にあたって、委託者が検査を行う者として定めた者をいう。

- (8) 「協力者」とは、受託者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (9) 「監督職員」とは、契約の履行についての受託者に対する指示、承諾または協議を行う権限を有する者をいう。
- (10) 「業務責任者」とは、契約図書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために監督職員との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。

4 業務担当に関する事項

4-1 業務責任者の適正な配置

- (1) 受託者は、その受託した業務の適正な作業を確保するため、当該作業現場に業務責任者を配置し、受託業務の管理および統括を行わなければならない。
- (2) 業務責任者は、当該受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に当該作業現場においてその職務に従事するものとする。
- (3) 業務責任者は、市民からの問い合わせや要望等があった時は真摯に対応し、その内容を監督職員に連絡すること。

4-2 再委託

- (1) 受託者は、その受託した業務を一括して他人に行わせてはならない。
- (2) 受託者は、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合に限り、当該業務の一部を再委託することができる。この場合において、受託者は、不必要な再委託を行ってはならない。
- (3) 受託者は再委託に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たされなければならない。
 - ア) 受託者が再委託業務について「業務計画の作成」、「工程管理」、「出来形・品質管理」、「完了検査」、「安全管理」、「協力者への指導監督」等について主体的な役割を現場で果たすこと。
 - イ) 協力者が市川市の入札参加業者適格者名簿に登録された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
 - ウ) 協力者は、再委託する業務の履行能力を有すること。

5 協議・報告

- (1) 業務を適正かつ円滑に進めるため、受託者と監督職員は適宜協議連絡をとり合い、実施時期、作業内容などを協議しなければならない。(電話、Eメール含む)
- (2) 不測の事態、以下のような問題・異常を発見した場合には、必ず監督職員報告し対応策を協議すること。
 - ア) 人や車の通行箇所等において安全性に問題が生じる可能性がある場合(倒木、枝折れ等)。
 - イ) 樹木、草本の異常(病虫害など)を発見した場合。
 - ウ) そのほか、樹木以外の異常(防犯・防災に関する異常など)を発見した場合。
- (3) 協議内容は必ず書面に記録し、打合せ記録簿として取りまとめること。特に業務上の

重要点や施工原則を変更する場合などは丁寧に記載すること。

6 提出書類及び納品図書

6-1 業務着手時

- (1) 受託者は、下記の書類を、監督職員に提出すること。
 - ア) 契約締結後14日以内かつ、業務開始までに着手届、業務責任者届け(資格が確認できる書類含む)を提出すること。
 - イ) 契約締結後14日以内かつ、業務開始までに業務計画書を提出すること。
- (2) 業務計画書
受託者は、計画工程表、作業方法、安全管理その他次の各号に掲げる事項を盛り込んだ業務計画書を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得ること。業務計画書は、監督職員と十分に協議し、作業の目的・目標・留意事項などを良く理解したうえで、作成すること。尚、監督職員に不備を指摘された場合はただちに修正を行い、監督職員の承諾を得てから、業務に取り掛かること。
 - ア) 業務概要(業務内容、作業の目的・目標、留意事項など)
 - イ) 計画工程表
 - ウ) 現場組織表(業務責任者、作業員名簿、業務に必要な資格の控え、施工体制台帳等)
 - エ) 使用機材、車両(車検証の控え等)
 - オ) 主要材料(MSDS等)
 - カ) 作業方法
 - キ) 施工管理計画(出来形管理、品質管理、写真管理等)
 - ク) 安全管理(安全訓練等の実施)
 - ケ) 緊急時の連絡体制(休日の連絡先、救急病院への案内図等)
 - コ) 交通管理(作業帯図、交通規制帯図等)
 - サ) 環境対策
 - シ) 現場作業環境の整備
 - ス) その他当該業務に必要と認める事項

6-2 業務期間中

- (1) 作業予定表
受託者は作業実施にあたり、週間予定表を週初めまでに監督職員に提出すること。
- (2) 作業報告書
受託者は、特記仕様書に定められた期限までに実施した作業内容をまとめた実施報告書を、特記仕様書に定められた期限までに監督職員に提出すること。
- (3) 業務完了報告書
分割払いが契約条件の業務においては、期間ごとに業務完了報告書を提出する。期間の区切り、業務完了報告書の提出期限は、特記仕様書に定めるものとする。
- (4) 変更届
業務計画書など着手時に提出した書類の内容に変更が生じたときは、監督職員に変更届を提出し、承認を受けること。

(5) その他

監督職員から、作業報告書・作業写真などについて請求があった場合、受託者は速やかに提示しなければならない。

6-3 業務完了時

(1) 納品図書

納品図書は次に掲げる内容とし、1部提出すること。

- ア) 出来高数量表（平面図、求積図等出来高の分かるものを添付すること）
- イ) 実施工程表（計画工程表と比較できるもの）
- ウ) 打ち合わせ記録簿（Eメール・口頭協議・指示も記録簿に残すこと）
- エ) 作業報告書（作業内容、日時、天候、作業人数、使用機械、氏名等の分かるもの）
- オ) 各種伝票の写し（主要材料、廃棄物処理伝票等）および集計表
- カ) 作業写真（作業前、作業後、作業中がはっきりとわかるもの。尚、写真に日付を写しこむこと）
- キ) 安全教育等記録の写し
- ク) 農薬使用記録簿の写し
- ケ) その他当該業務に必要と認めた書類

(2) 完了届

受託者は、業務が完了したときは、納品図書及び完了届を委託期間満了日までに提出し、検査を受けなければならない。

7 業務上の注意事項

7-1 実施に関する注意事項

(1) 植物管理の特性

植物管理は生物を対象としているため、適正な時期の実施が大切である。受託者は現場を日頃からよく観察し、実施時期を適切に判断すること。また、監督職員から指示があった場合は、速やかに作業を実施すること。

(2) 計画書による実施

- ア) 受託者は作業計画書に基づき、各々の作業を適切に行うこと。
- イ) 受託者は週間予定表に則って作業を行い、予定の変更がある場合は事前に監督職員に連絡すること。

7-2 業務に係る命令・指示

- (1) 委託者は受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は委託者より改善を求められた場合は原因追求を行って業務の改善を図り、原因・改善方法について委託者に改善報告書を提出し、承諾を得てから業務の再開をしなければならない。
- (3) 受託者は、委託者からの指示に対しては、迅速な処理を行うとともに、早急に結果を報告するものとする。

7-3 公道での作業、土地への立ち入り

- (1) 道路上の作業になる場合は、作業に先立ち「道路使用許可証」を取得し許可条件を遵守すること。
- (2) 受託者は、当該業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立入る場合は、監督職員および関係者と十分な協議を行い、業務を円滑に履行するよう努めなければならない。尚、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員へ報告し、指示を受けなければならない。

7-4 業務上の配慮事項

- (1) 住民への配慮・周知
受託者は、業務従事者の服装や行動について、施行場所の利用者および近隣住民に不快感を与えないように配慮するとともに、業務の実施にあたり、事前に近隣住民や利用者等に案内等の周知を図るものとする。
- (2) 環境対策
受託者は、業務の実施に際しては、適切な環境対策を実施し、円滑な業務遂行に努めなければならない。

7-5 事故・災害に関する対応

- (1) 事故・災害が起こったとき
受託者は、災害が発生した場合、業務実施中に事故が起こった場合は、ただちに関係機関に通報するとともに、災害や事故の経緯について、発生後ただちに監督職員に口頭連絡し、その後速やかに書面をもって経過報告すること。
- (2) 災害が予測される場合
災害が予測される場合、臨機の対応がとれるよう緊急時の連絡体制を整え、被害を最小限に食い止めるものとする。

7-6 廃棄物の処理

- (1) 業務で生じるによる発生材(剪定・刈込の枝葉、刈り取った草など)については一般廃棄物とし、適切に処理した旨を示した伝票を提出しなければならない。
但し、特記仕様書にて指定のあるもの(草刈・芝刈における「刈りっぱなし、集草まで、運搬まで」など)はこの限りではない。
- (2) 業務で生じる発生材以外の塵芥については1箇所に収集・分別し、その処理については監督職員と協議すること。

8 業務上の義務・責務

- (1) 受託者は業務の実施にあたり、作業着手前までに関連作業員を集めて適切な時間をかけて新規入場者教育および、当該業務に必要な安全衛生教育を行うこと。また、業務途中で新たに加わる作業員についても同様に新規入場者教育および安全衛生教育を行うこと。
- (2) 受託者は作業開始前に作業員全員を集めて、当日の作業内容による安全教育(KYK)

等注意点を確認してから作業を行うこと。

- (3) 受託者は、業務の実施に際して適切な作業帯・交通規制帯の設置および交通誘導員を配置し、作業員の安全確保と共に付近住民、通行人および通行車両等第三者の安全確保に努めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に際しては、労働安全衛生法その他関係法令に基づく措置を講じておくこと。
- (5) 受託者は、業務実施中の安全管理について、適時巡視を行って指導および監督に努めること。
- (6) 上記の安全教育等に関してはすべて記録に残し（日時、内容、参加者、状況写真等）、写しを納品図書と合わせて提出すること。

9 損害賠償等

- (1) 受託者は、当該業務の実施に伴って受託者の責に帰すべき理由により第三者に損害を及ぼしたときは損害を賠償しなければならない。
- (2) 受託者は自らの責任において処理するものとする。

市川市動植物園樹木等管理業務委託 特記仕様書

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。記載内容について、「樹木等維持管理業務委託共通仕様書（以下、共通仕様書）」と相違がある場合、本特記仕様書を優先とする。

また、標準的な作業要領は「市川市樹木等維持管理標準作業要領（以下、標準作業要領）」示すが、本特記仕様書に特記がある場合はこちらを優先する。

1 件 名 市川市動植物園樹木等管理業務委託

2 業務目的 本業務地は動植物園であり、動物や植物の展示を通し、教育とやすらぎの空間を担う公園である。樹木の繁茂による樹形の乱れや落枝の発生、草の繁茂を解消するため、適正な樹木の剪定、草刈を行うことでその機能や快適な環境の維持を図るものである。

3 委託場所 市川市大町284番地1 外1か所

- ・動植物園 市川市大町284番地1
- ・観賞植物園 市川市大町213番地11

4 委託期間 令和8年6月1日 ～ 令和9年3月26日

5 業務内容

1) 業務概要

市川市動植物園及び観賞植物園について、年間を通して高木の剪定や寄植の刈込、植込の草刈などの植物管理を行うものである。年間を通じた公園管理であるが、本業務の契約工期は、「4委託期間」に示す10か月間とする。作業地の詳細は別紙1「案内図」を参照とする。

2) 業務内容・数量

名称	規格	単位	予定数量	摘要
高木基本剪定	C=30 cm未満	本	1	
高木基本剪定	C=30～59 cm	本	5	
高木基本剪定	C=60～89 cm	本	10	
高木基本剪定	C=90～119 cm	本	10	
高木基本剪定	C=120～149 cm	本	3	

名 称	規 格	単位	予定数量	摘 要
高木基本剪定	C=150～179 cm	本	3	
高木基本剪定	C=180～209 cm	本	3	
高木基本剪定	C=210～239 cm	本	2	
高木基本剪定	C=240～269 cm	本	2	
高木基本剪定	C=270 cm以上	本	1	
中木剪定		本	1	
寄植機械刈	H=1.5m未満	m ²	1,129	
生垣機械刈	H=0.75～1.5m未満	m	22	
生垣機械刈	H=1.5～2.5m未満	m	360	
高木伐採	人力、C=20 cm未満	本	1	
高木伐採	人力、C=20～29 cm	本	1	
高木伐採	人力、C=30～59 cm	本	1	
高木伐採	人力、C=60～89 cm	本	1	
高木伐採	人力、C=90～119 cm	本	1	
高木伐採	人力、C=120～149 cm	本	1	
高木伐採	人力、C=150～199 cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=60～89 cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=90～119 cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=120～149 cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=150～199 cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=200 cm以上	本	1	
人力除草		m ²	4,056	
草刈	肩掛式	m ²	13,404	
草刈	HG+肩掛式	m ²	10,896	

※本委託は単価契約のため、仕様書の予定数量については目安とし、監督職員との協議によって行った実績作業日数を清算数量とする。

※発生材処分は、共通仕様書を参照とする。

3) 実施条件

(1) 作業対象について

○作業対象の特性・状態

- ・開園当時（昭和62年）に植栽された樹木がほとんどであり、大径木が多い。
- ・剪定により樹高が低く抑えられている樹木とあまり手を加えず自然樹形となつて大きく枝葉が茂っている樹木がある。

(2) 実施環境

○作業環境

- ・夏期及び冬期を除き、土日祝日は利用者が多い施設である。
- ・ミニ鉄広場への進入車両については踏切があり W=2m までとなる。それ以外の施設内については特に制限はないが基本的に 4 t 車程度の車両の乗入れが可能である。
- ・大部分は園内の獣舎や施設の周囲の作業となるが、一部動植物園外周の農地に隣接した場所での作業も見込んでいる。

(3) 実施上の留意事項

- ・動植物園は動物の体調を考慮する必要があり、音の出る作業を行う際には事前に監督職員に確認すること。
- ・作業は原則として利用者の少ない平日又は休園日（月曜日ただし月曜日が祝日の場合は翌平日）とし、クレーン車等大型重機を使用する場合は休園日に行うこと。なお、工程上土日に作業を行う必要が生じた場合は、安全管理に特に注意すること。
- ・作業は原則として午前9時から午後5時までの間とするが、オランウータン舎近辺の音の出る作業についてはオランウータンが神経質でストレスにより体調を崩しやすいため、午前10時から午後4時までとする。なお、日没後の作業については事故の無いよう注意すること。
- ・開園中に運行する作業車両については、ハザードランプ等を点灯すること。

4) 実施時期と実施範囲

(1) 実施時期と回数

【高木基本剪定】【中木剪定】

- ・実施時期・回数……随時
- ・実施する樹木については監督職員の指示に従うこと。

【寄植機械刈】【生垣機械刈】

- ・実施時期……適期
- ・実施回数……年1回程度

- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲等は監督職員と十分に協議し決定すること。

【高木伐採】

- ・実施時期・回数……随時
- ・実施する樹木については監督職員の指示に従うこと。

【人力除草・草刈】

- ・実施回数……3回/年を想定している。
- ・実施時期……1回目は7月頃、2回目は9月頃、3回目は11月頃を想定している。
- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲等は監督職員と十分に協議し決定すること。

(2)実施範囲

- ・実施範囲は、別紙2～32に示す範囲とする。

6 業務担当に関する事項

1) 業務責任者

- ・受託者と業務責任者の関係…共通仕様書を参照（直接的な雇用関係）
- ・業務責任者の資格…「1級又は2級造園施工管理技士」の資格を有する者とする。

7 実施方法

原則として、「市川市樹木等維持管理標準作業要領（以下、標準作業要領）」の最新版に基づいて実施する。

※作業要領は <https://www.city.ichikawa.lg.jp/gre04/0000498289.html> 参照
但し、記載内容について、「標準作業要領」と相違がある場合、本特記仕様書を優先とする。

また、「標準作業要領」の公園緑地、公園、街路樹は、それぞれの委託場所に読み替えるものとする。

8 添付資料

案内図（全体図）	別紙1
作業箇所図（動植物園）	別紙2～25、27～29
作業箇所図（バスロータリー）	別紙26
作業箇所図（バラ園）	別紙30
作業箇所図（観賞植物園）	別紙31、32
除草等集計表	別紙33
業務集計表	別紙34
業務完了報告書	別紙35
完了届	別紙36

9 提出書類

①提出書類

提出書類については、共通仕様書 6 に準拠すること。

②納品図書関係

ア) 共通仕様書 6 に記載の納品図書を期ごとに以下の日までに提出すること。

1 期 (委託期間開始日～9 月 30 日まで) : 1 期終了後 20 日以内

2 期 (10 月 1 日 ～12 月 31 日まで) : 2 期終了後 20 日以内

3 期 (1 月 1 日 ～委託期間満了日) : 委託期間満了日

イ) 上記期間に関わらず出来高数量について監督職員から求めがあった時は、求めた日から 7 日以内に書面にて回答すること。

ウ) 原則として納品図書の提出方法は書面による提出とする。

エ) 人力除草、草刈において委託者から数量の指示があった場合は、指示及び提供された数量をもって出来高とし、求積図及び平面図を省略することができるものとする。ただし、委託者から提供された数量が現地と大きく相違がある場合、求積図などを修正し提出すること。

オ) 業務集計表の合計値は、小数点以下を切り捨てた整数とすること。(各単価において請求段階で小数点以下を切り捨てること)

カ) 原則としてデジタル写真撮影とし、「土木工事写真管理基準 国土交通省」に準じて撮影を行うこと。

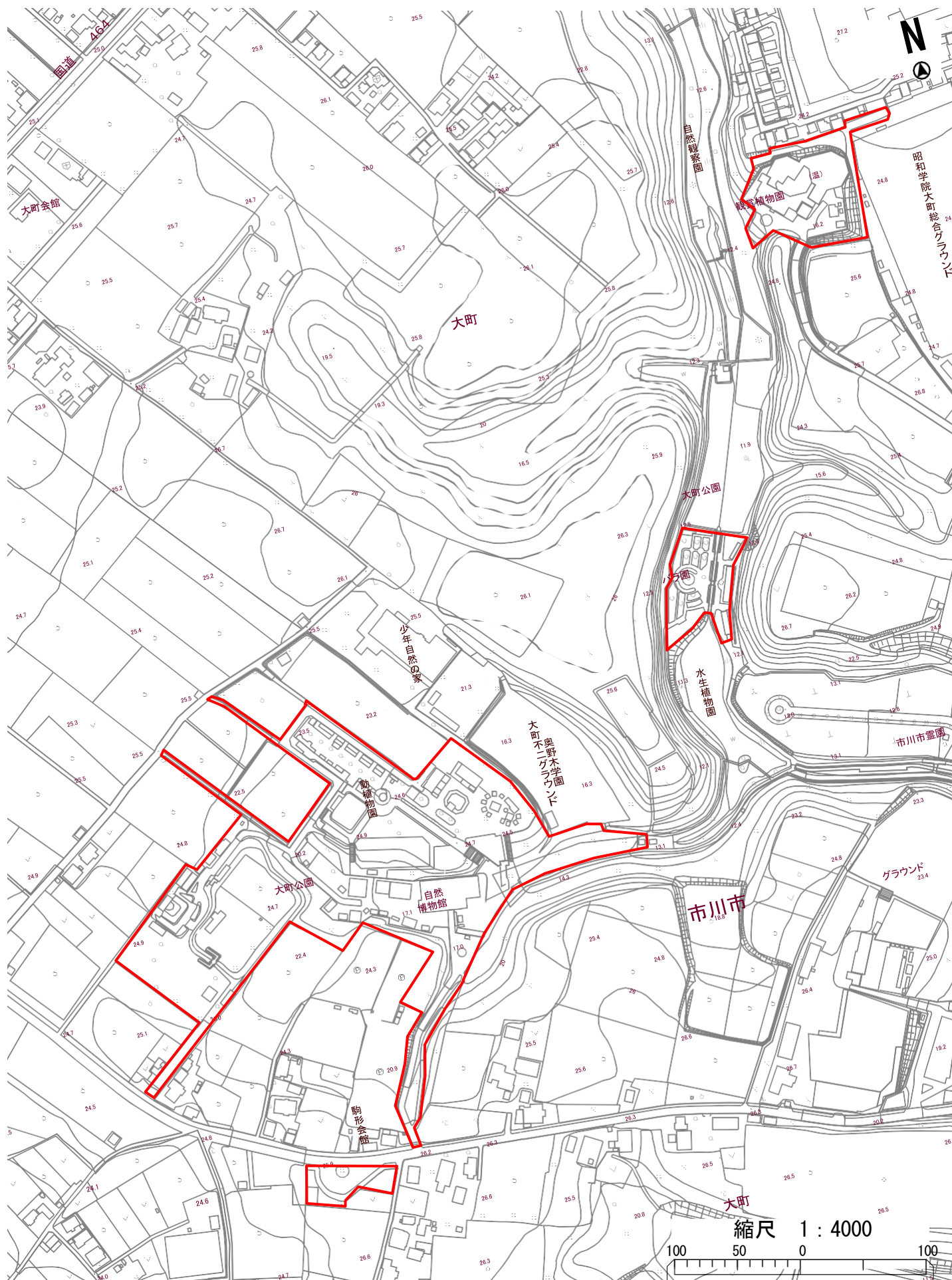
キ) 写真撮影に当たっては、カメラの日時を正確に合わせること。

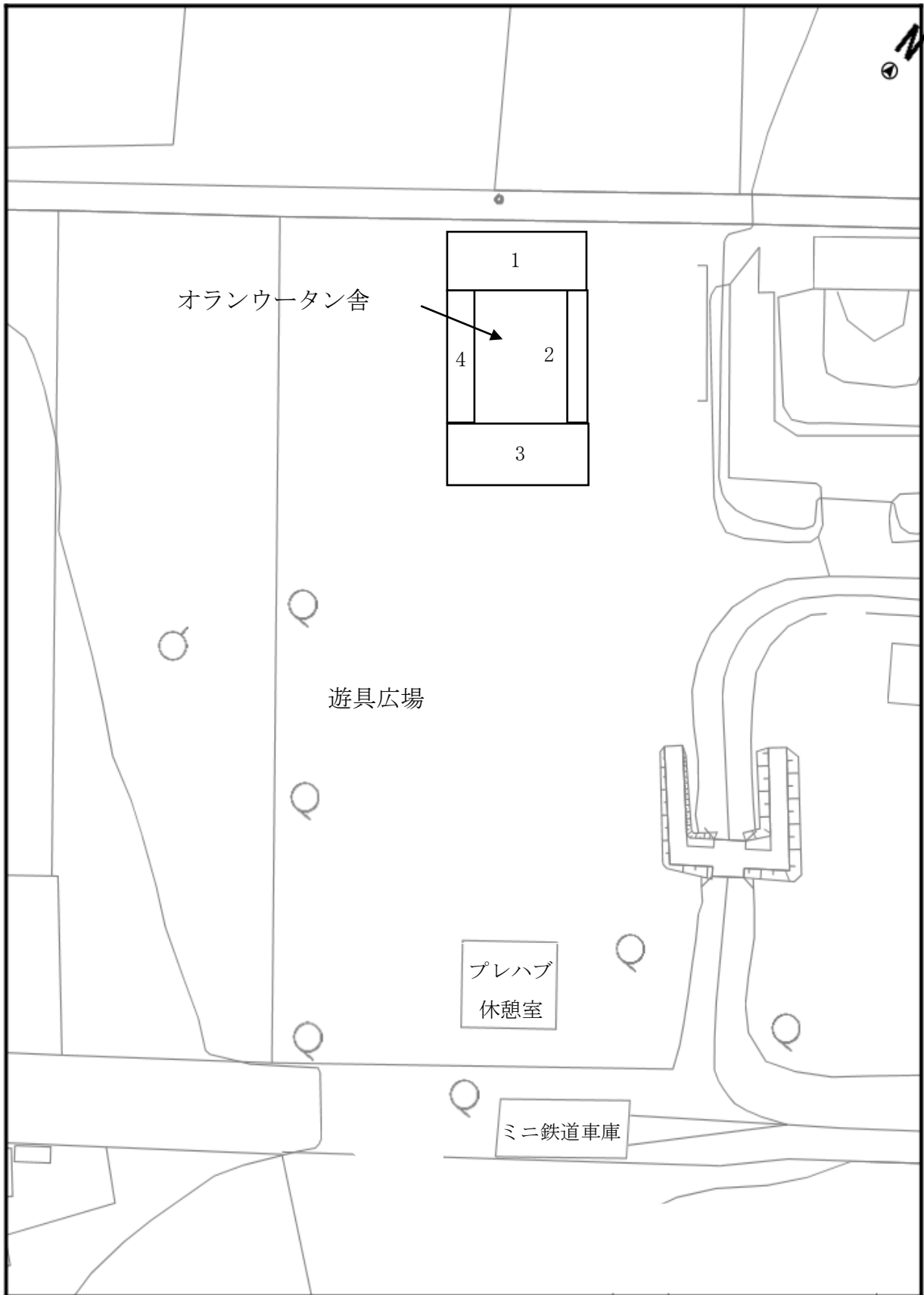
10 その他

作業中、忘れ物や落とし物を見つけたときは、動植物園管理棟 1 階管理事務室に届け
でること。

案内図(全体図)

別紙1

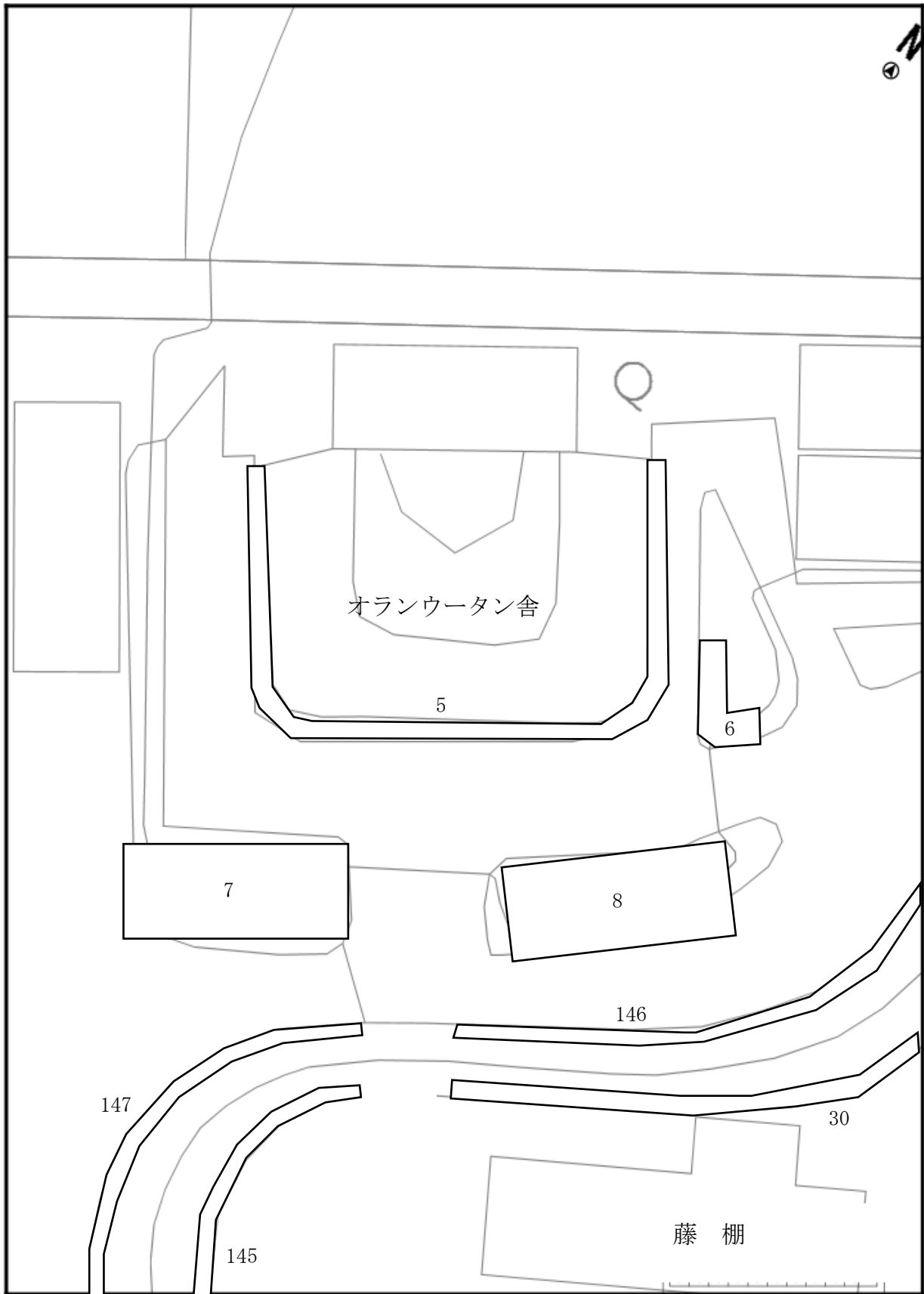




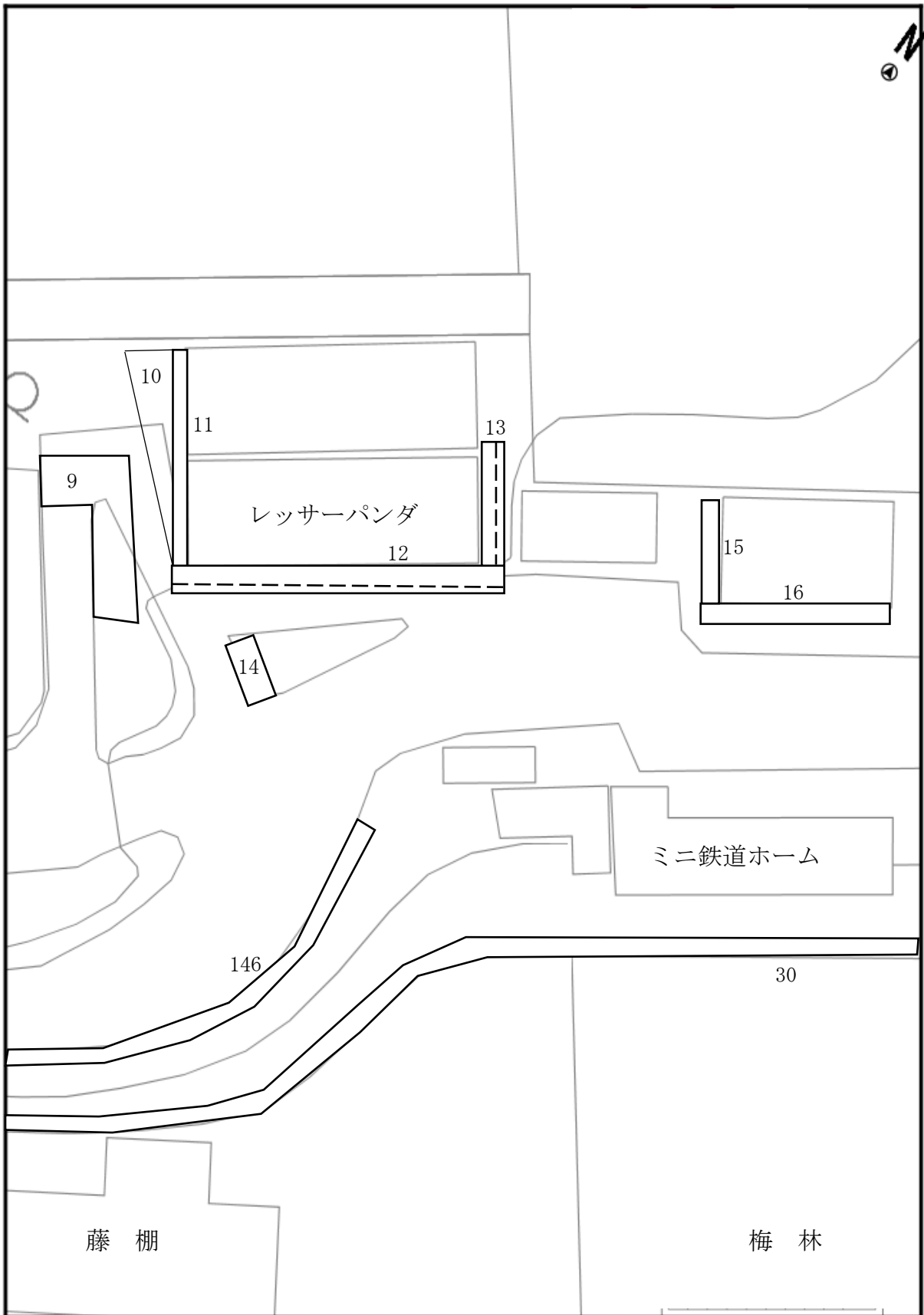
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙3 3の除草集計表を参照

作業箇所図

別紙 3



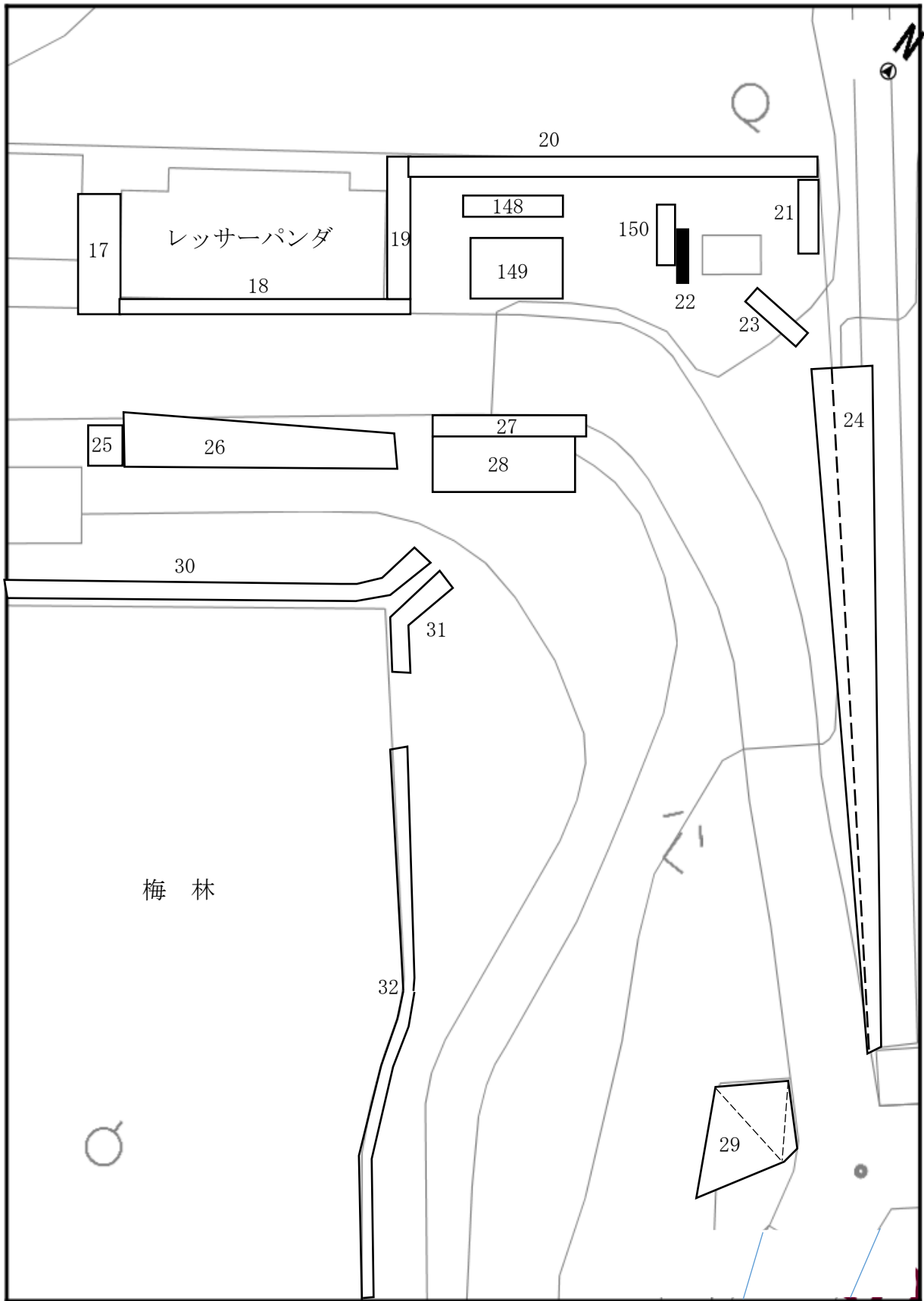
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙3 3の除草集計表を参照



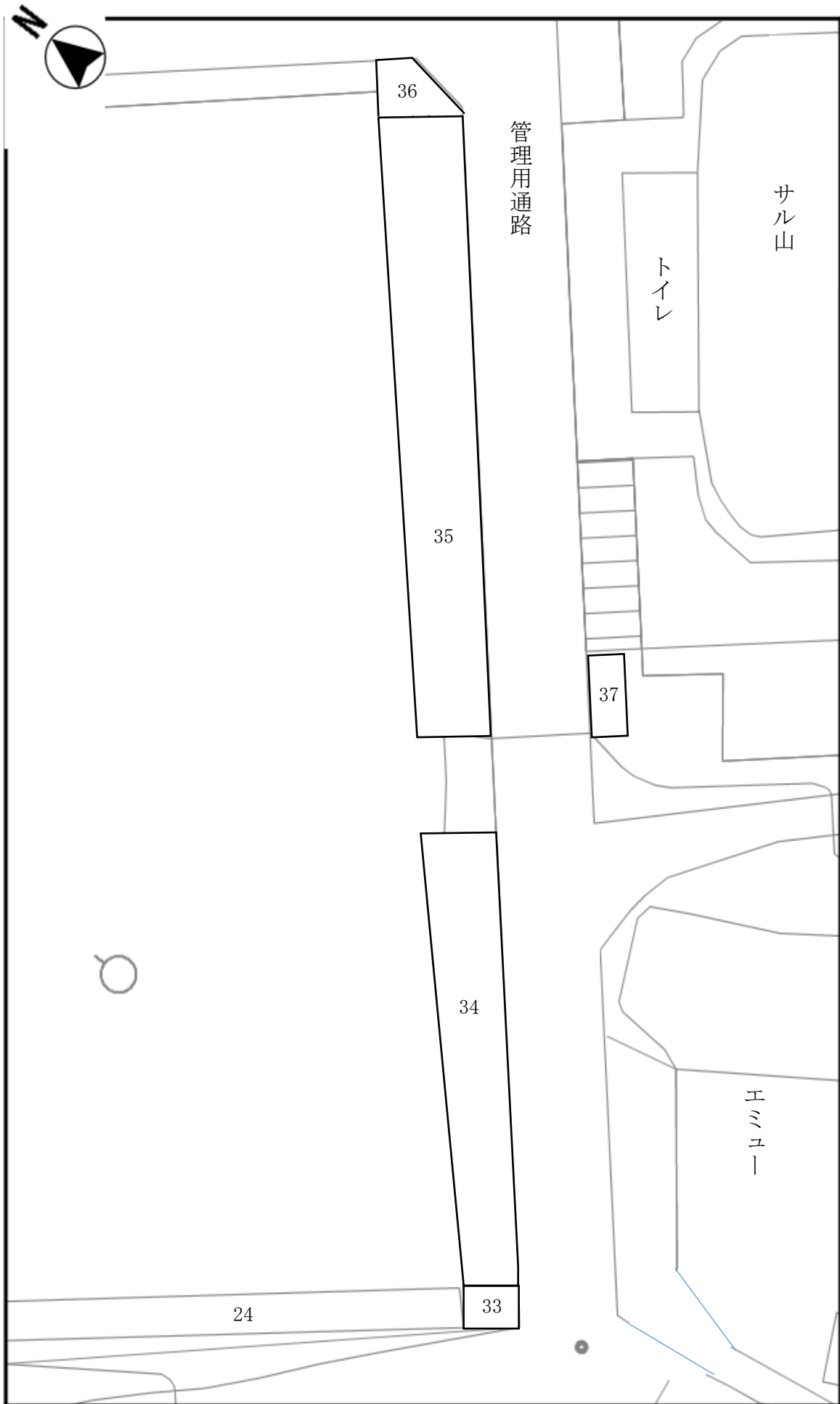
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照

作業箇所図

別紙5



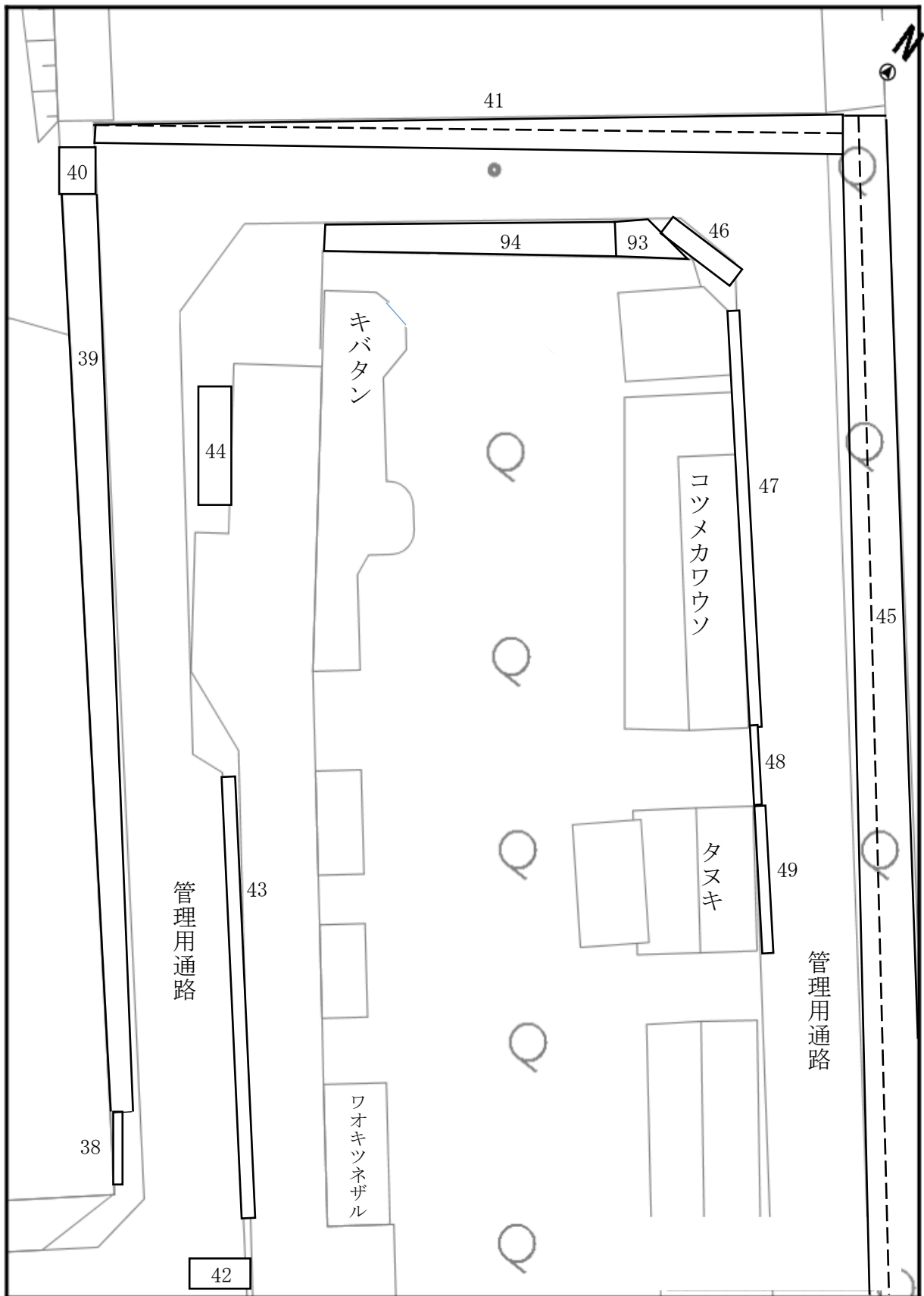
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



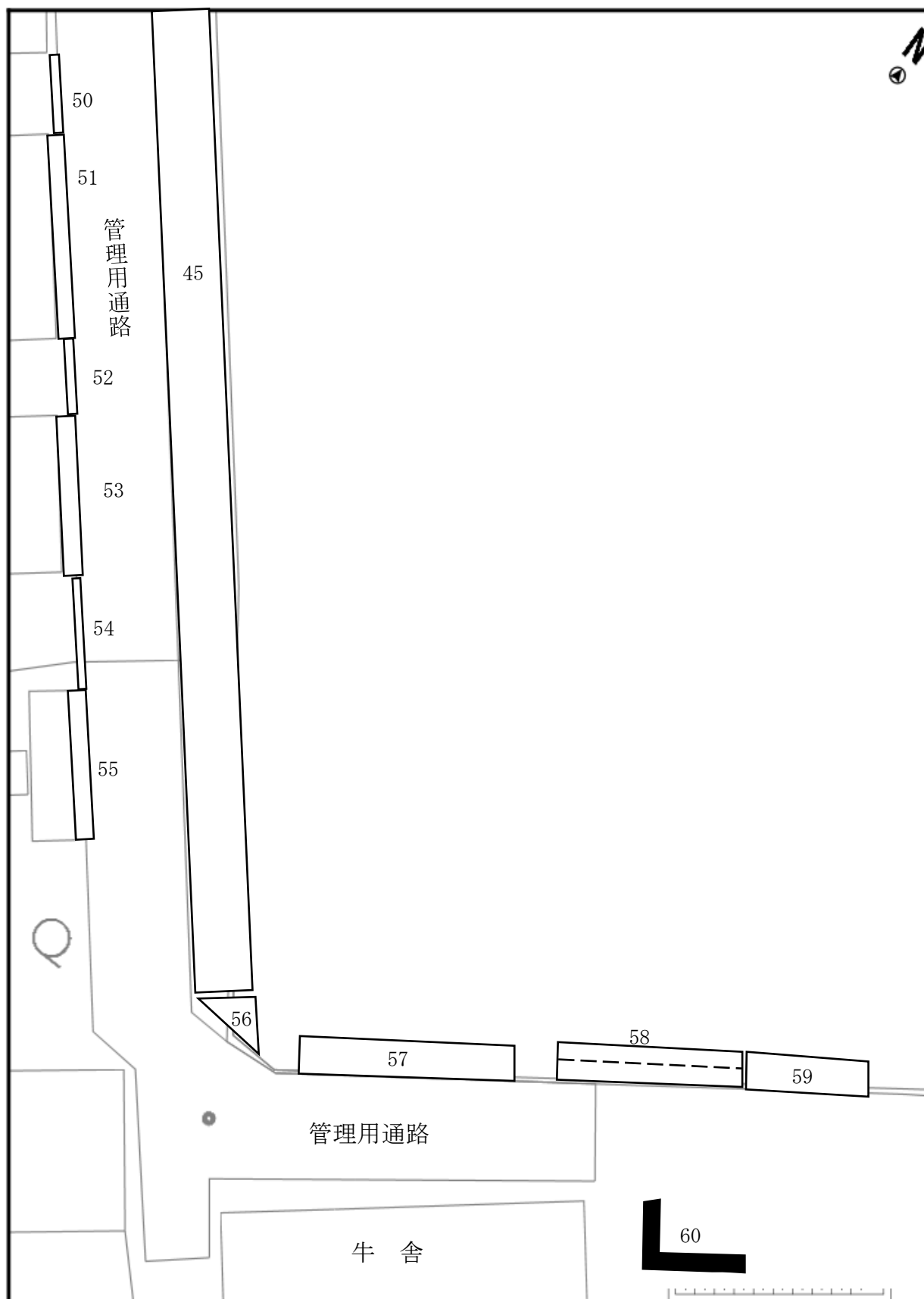
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照

作業箇所図

別紙 7



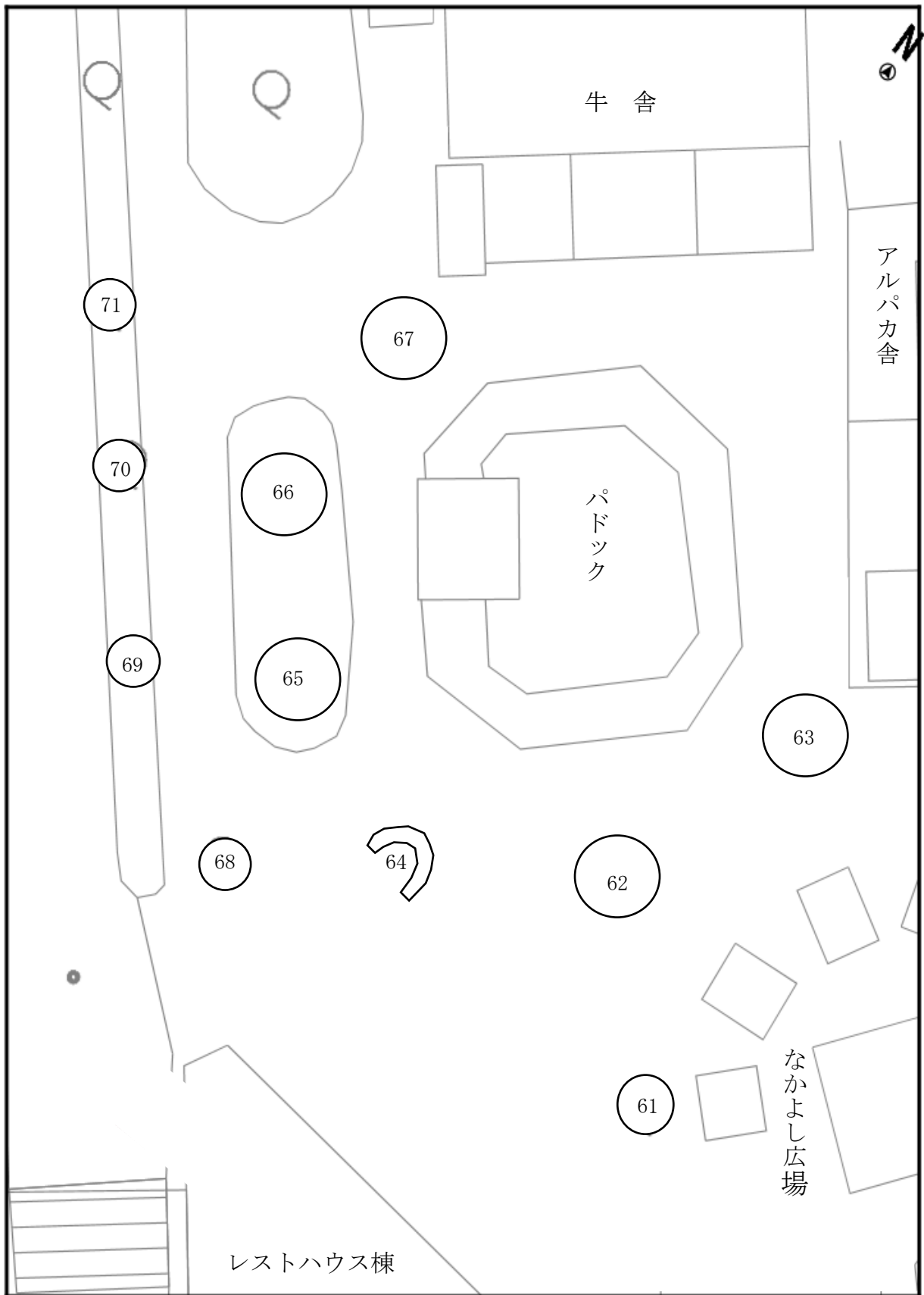
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照

作業箇所図

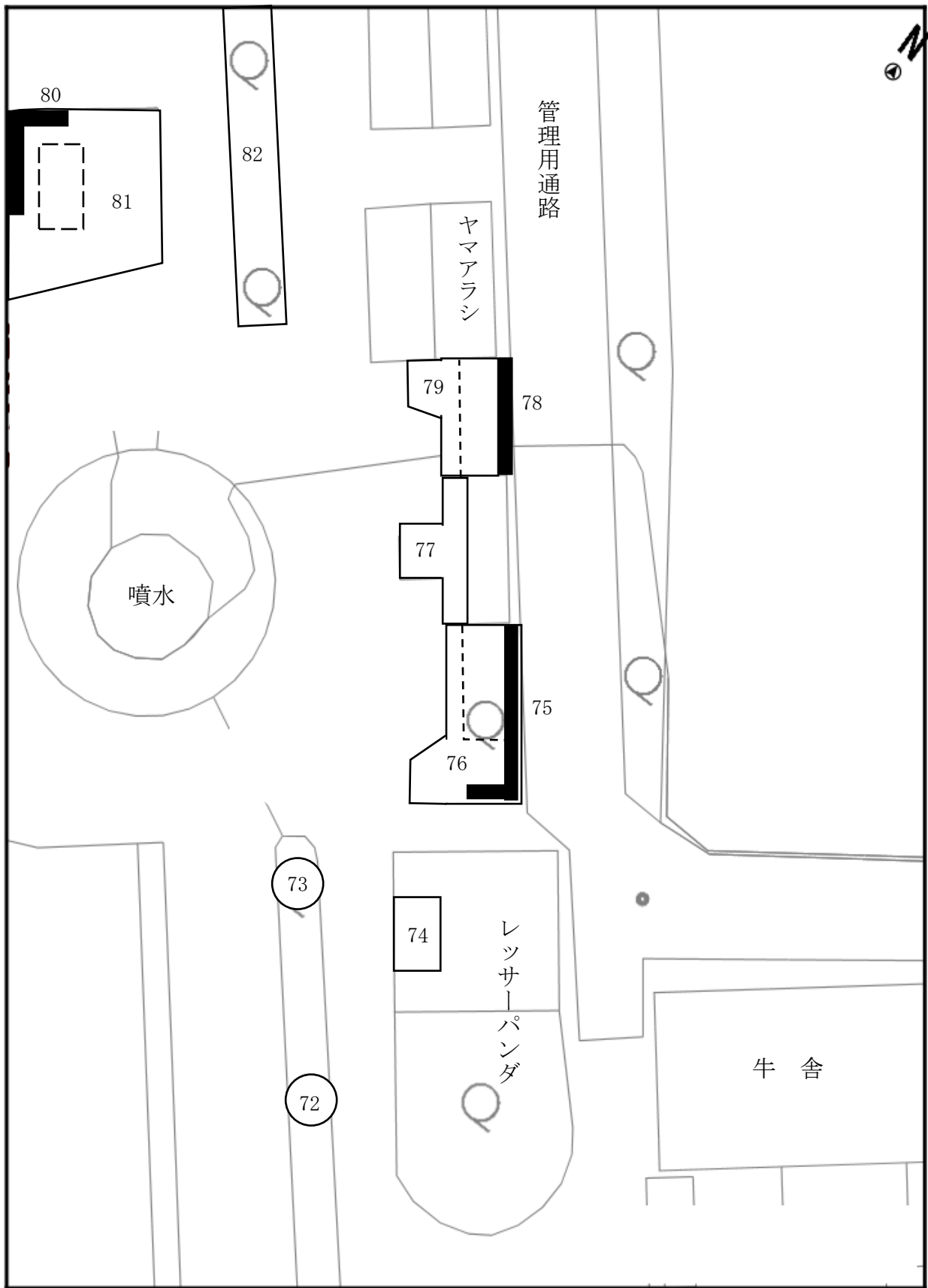
別紙 9



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照

作業箇所図

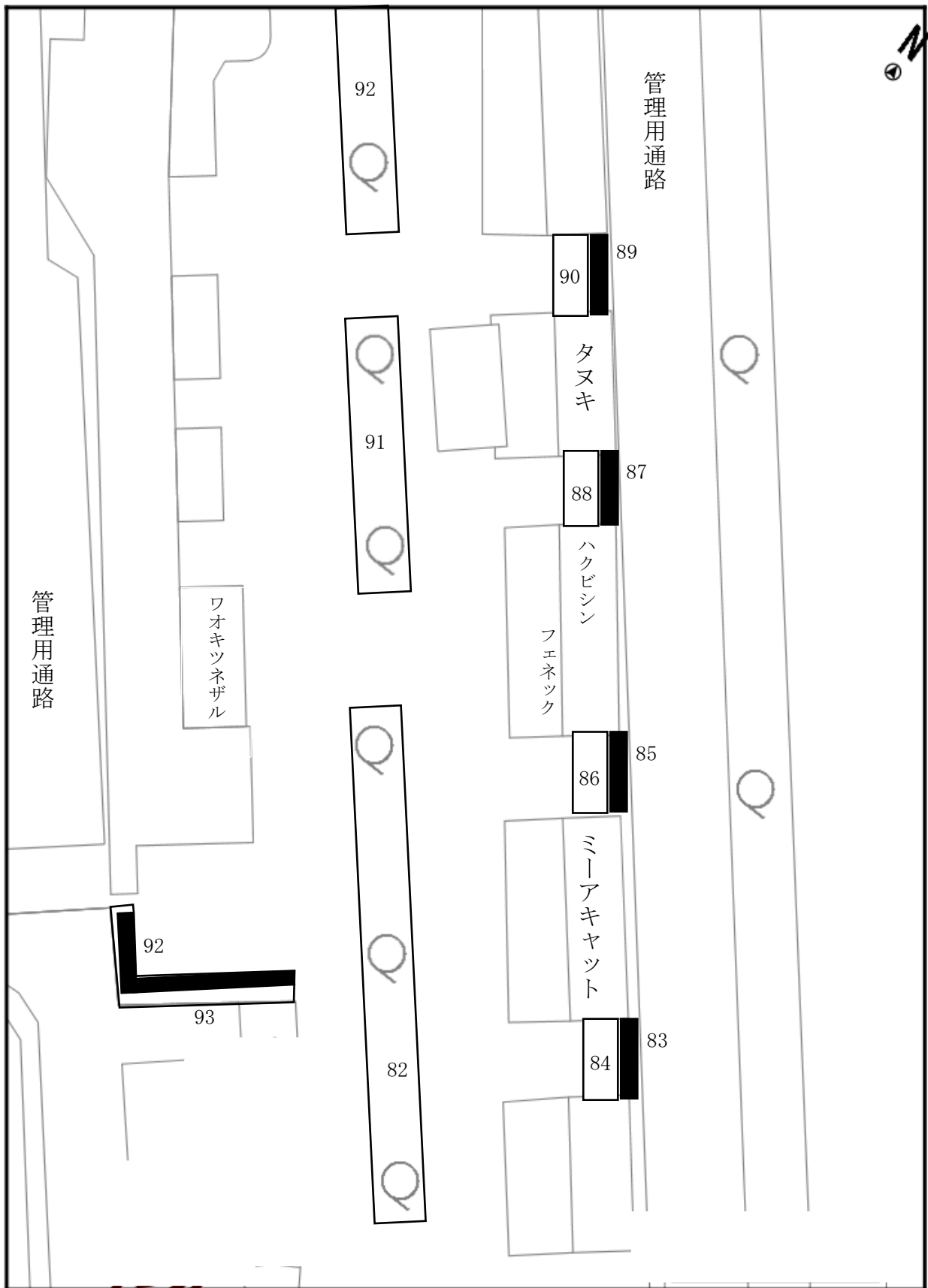
別紙 10



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照

作業箇所図

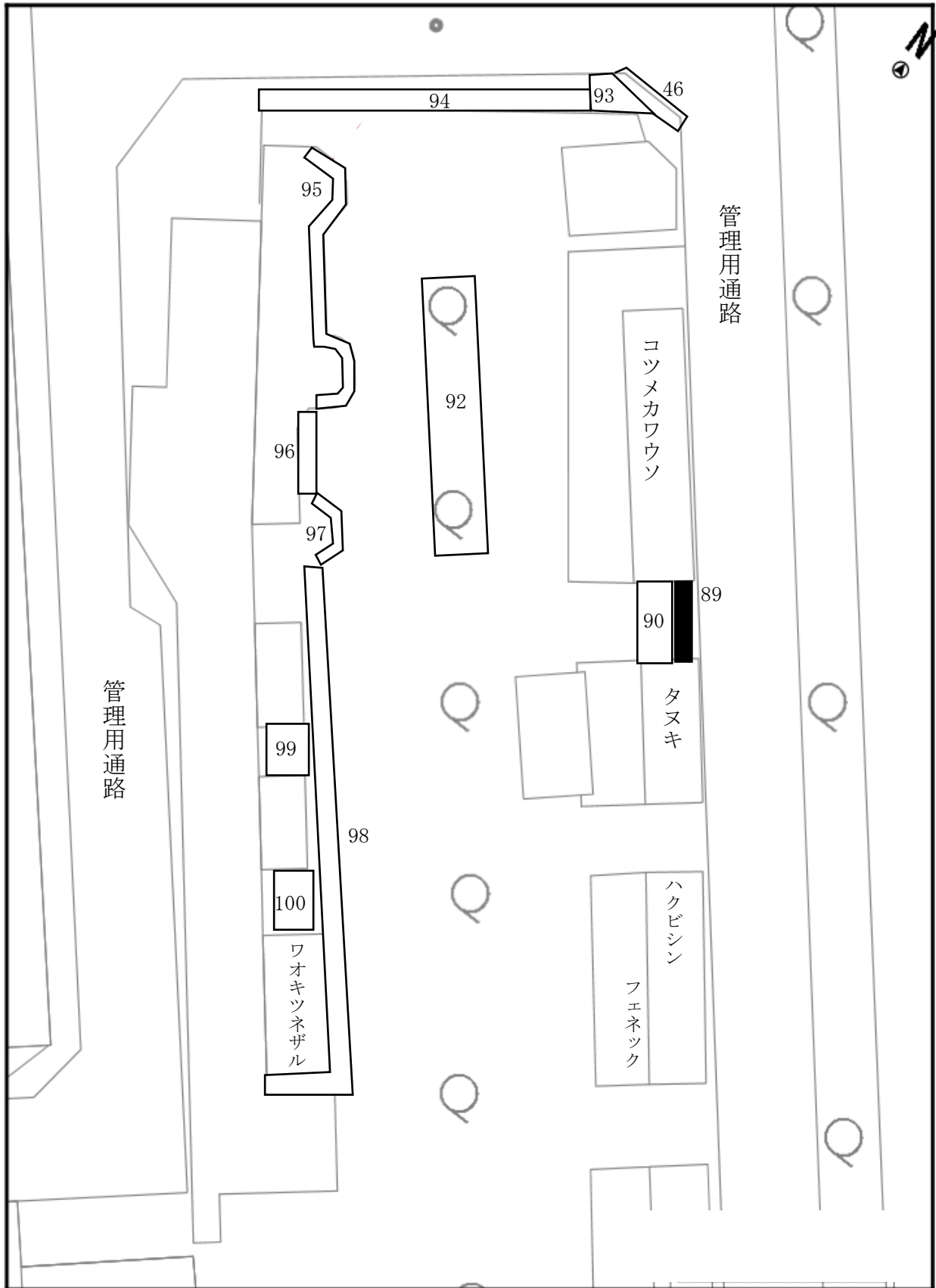
別紙 1 1



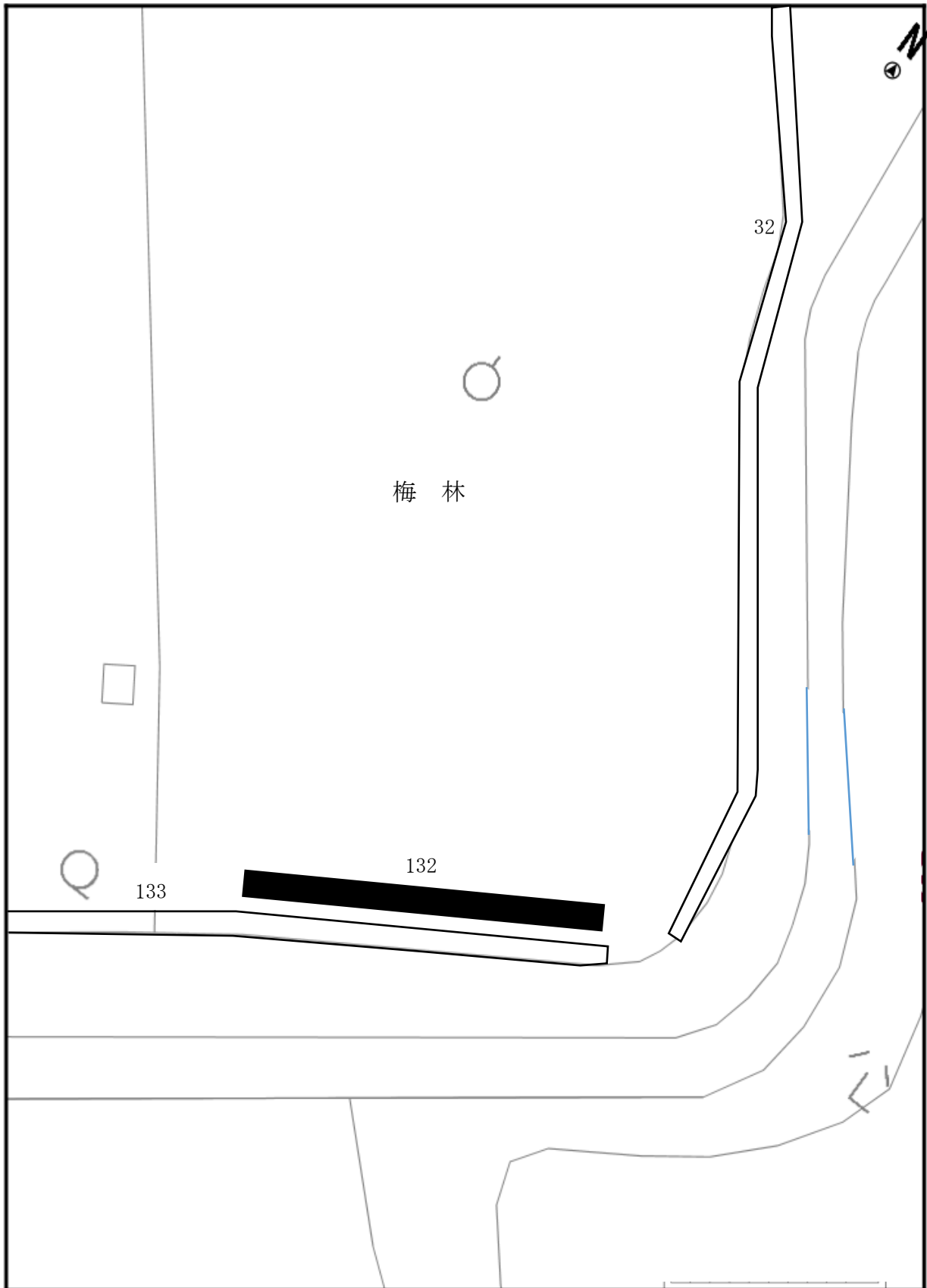
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照

作業箇所図

別紙 1 2



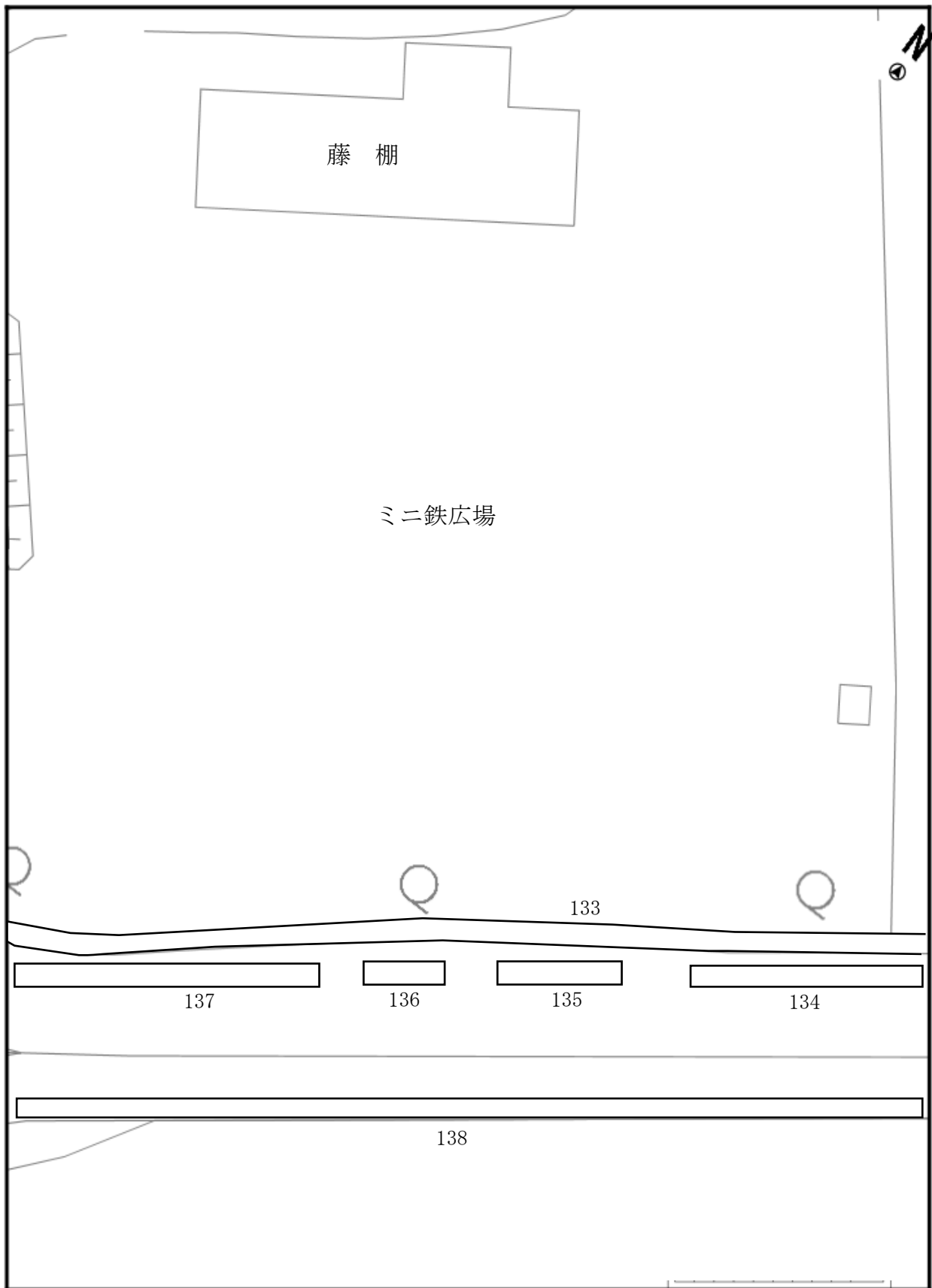
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



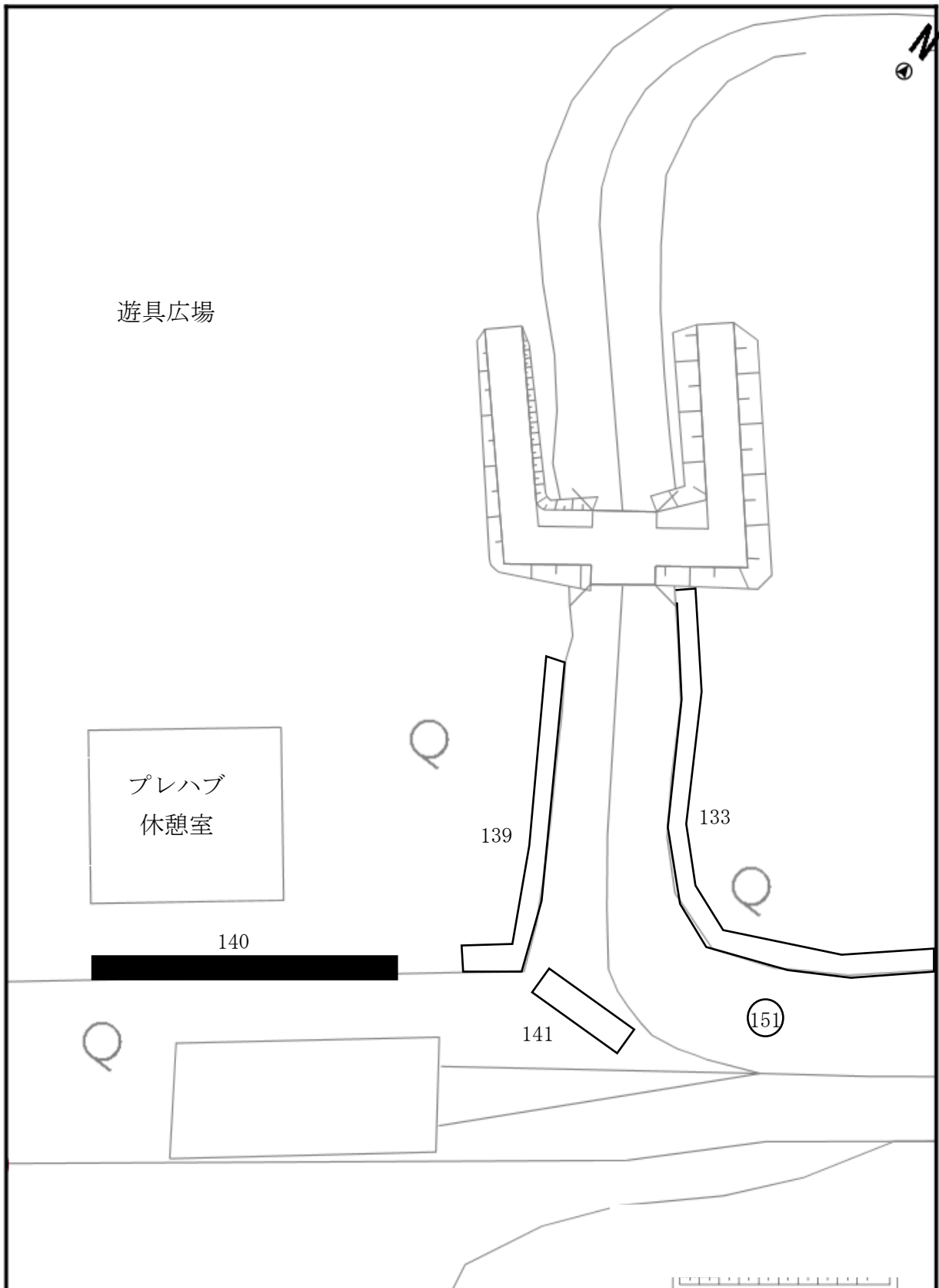
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照

作業箇所図

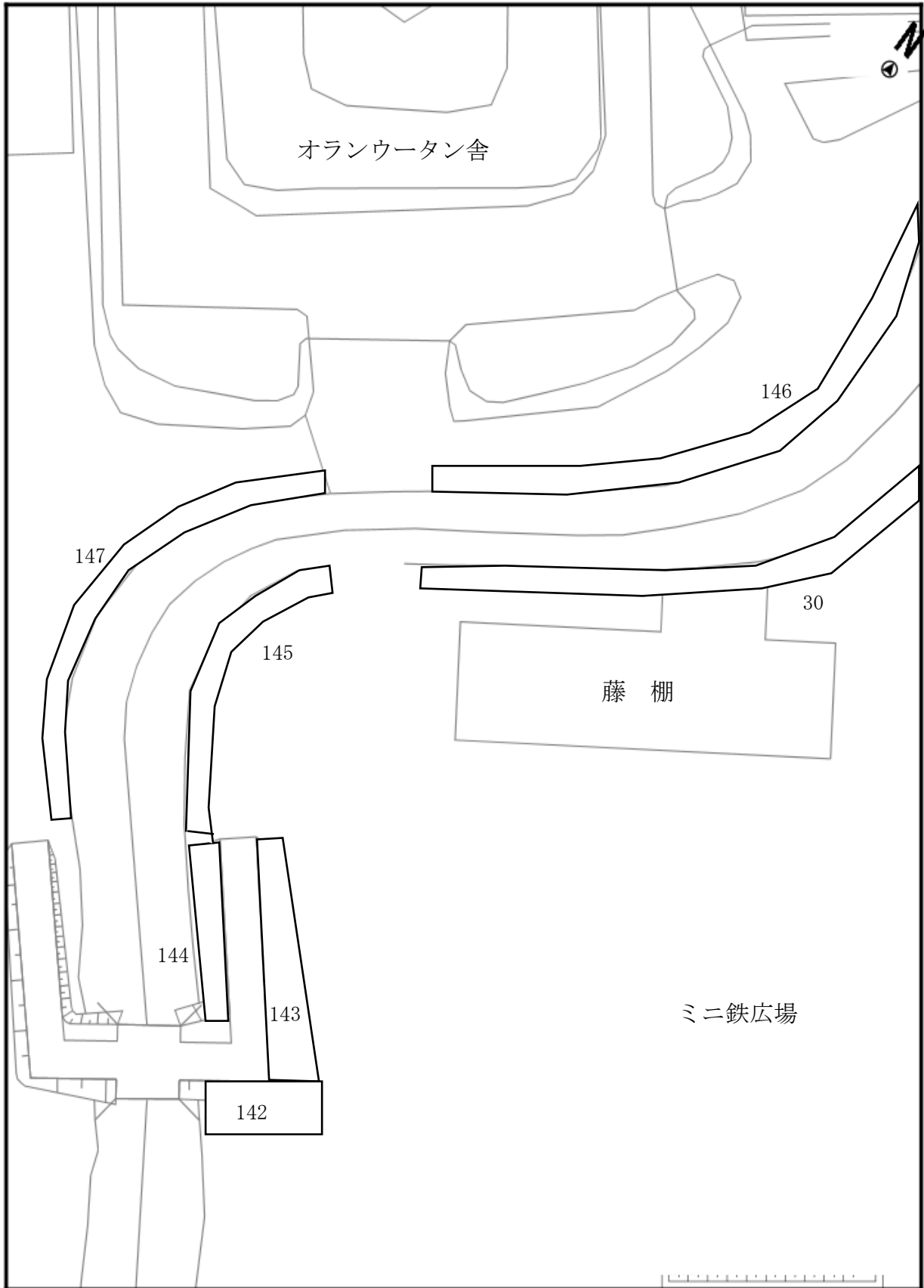
別紙 1 4



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



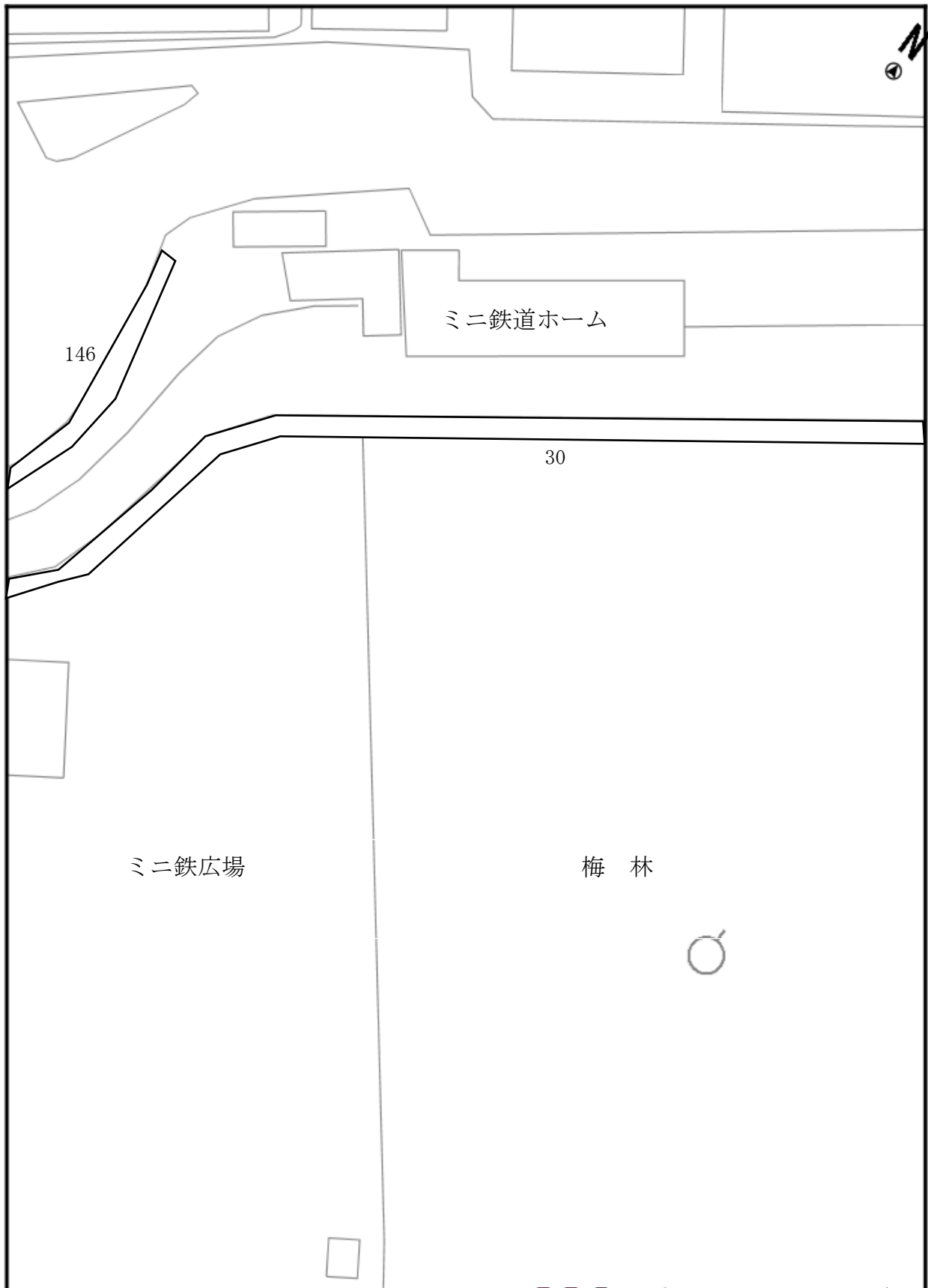
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



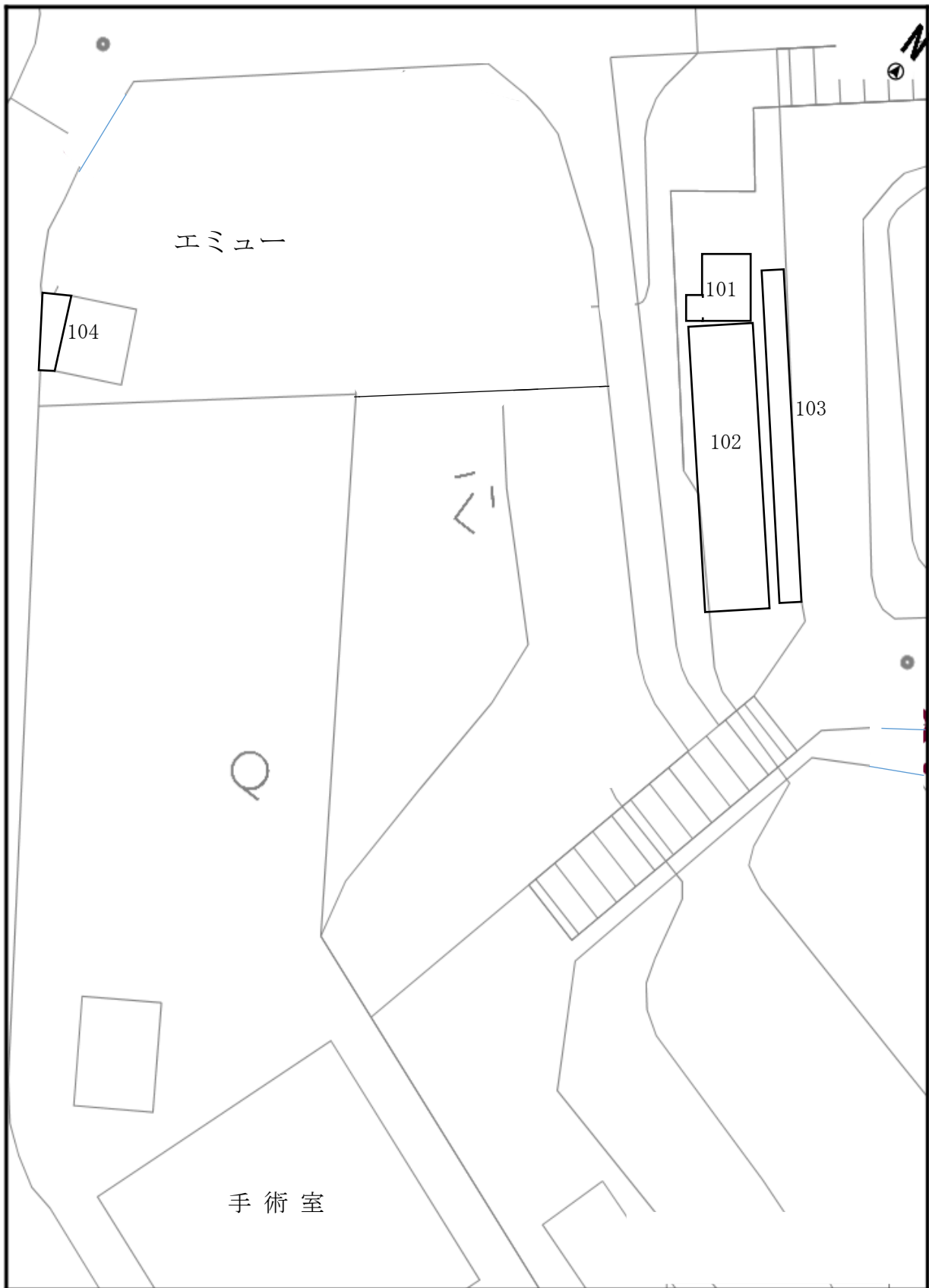
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照

作業箇所図

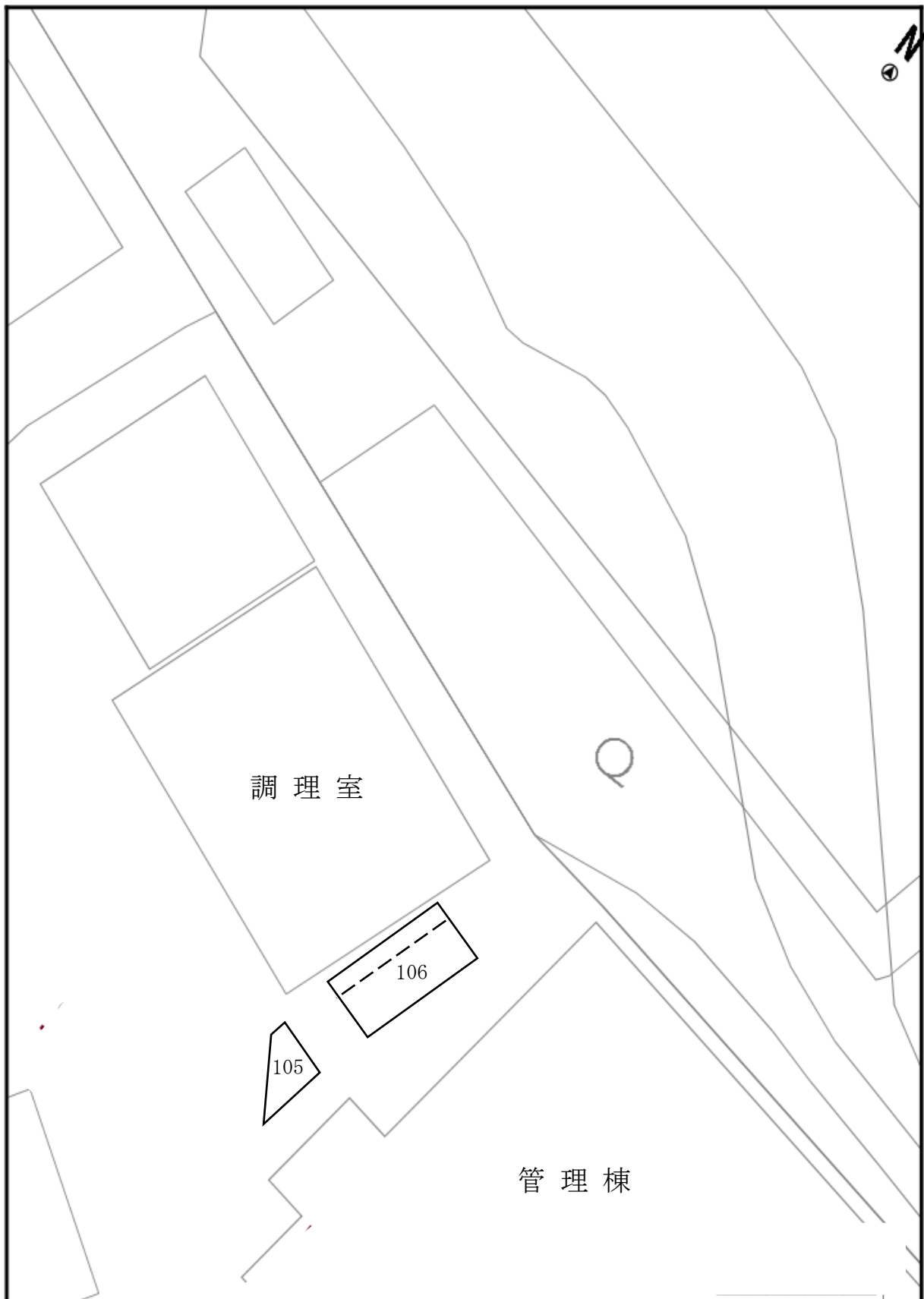
別紙 17



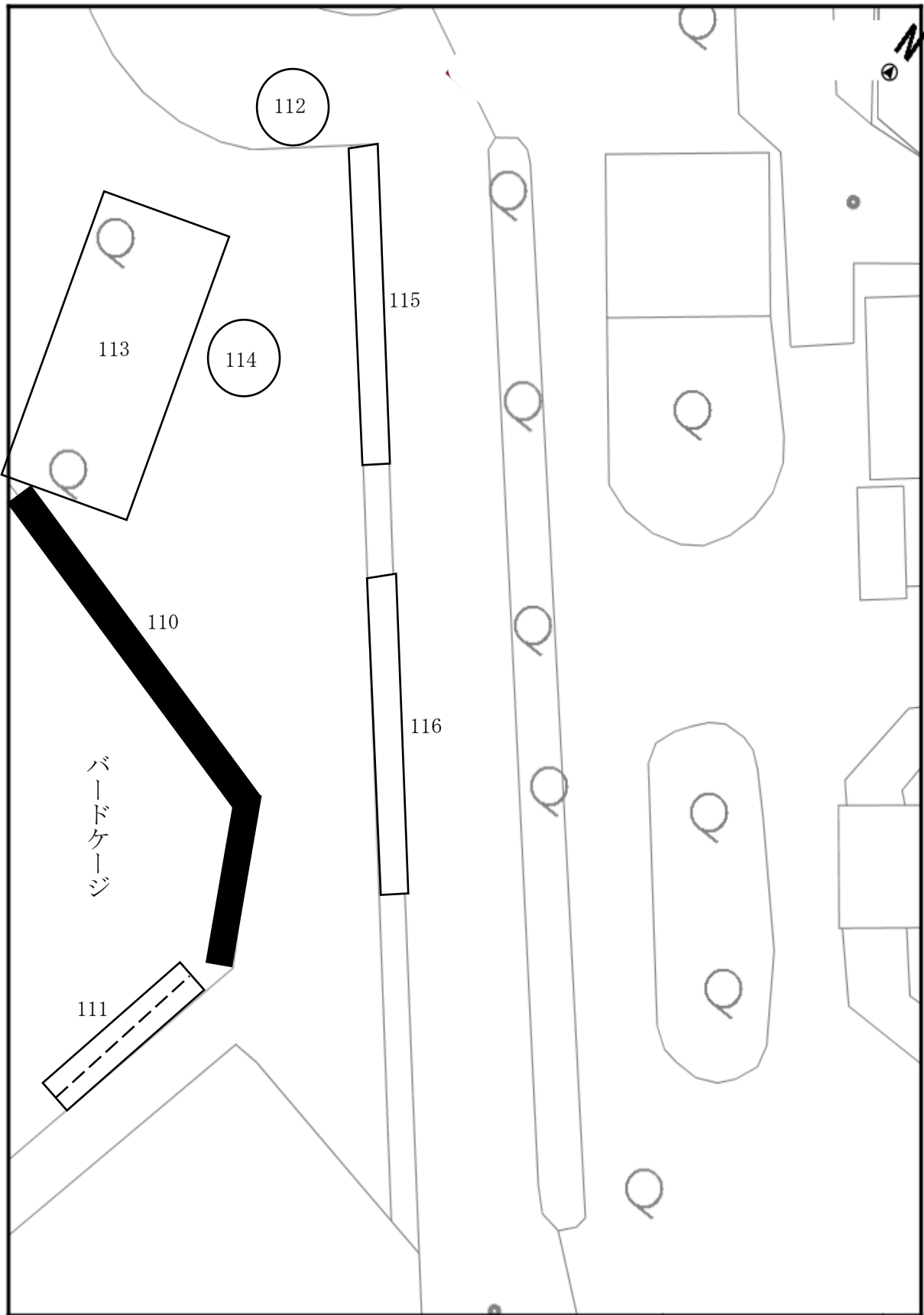
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



(注) 図に示された箇所 (番号) は、別紙 33 の除草集計表を参照



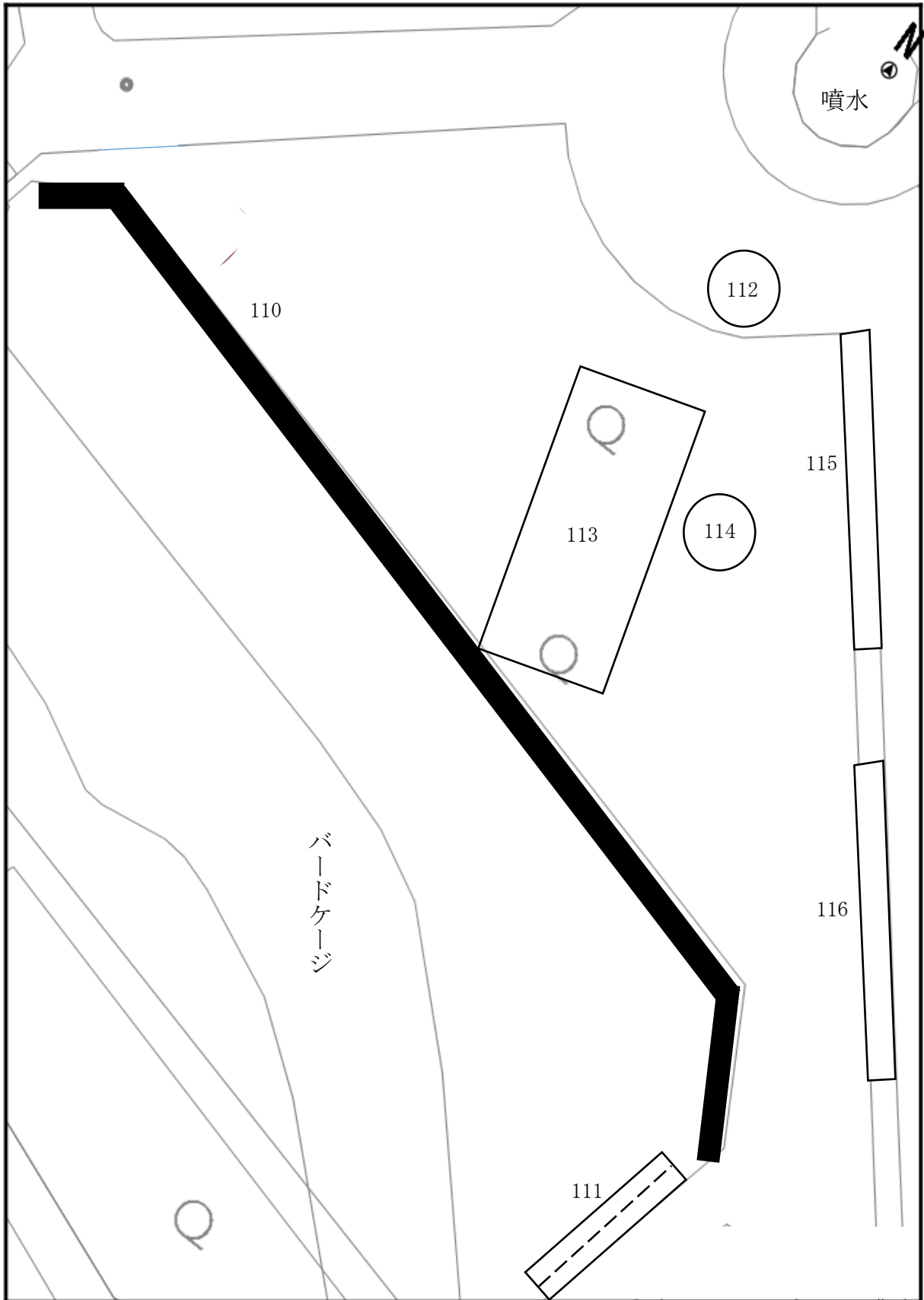
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照

作業箇所図

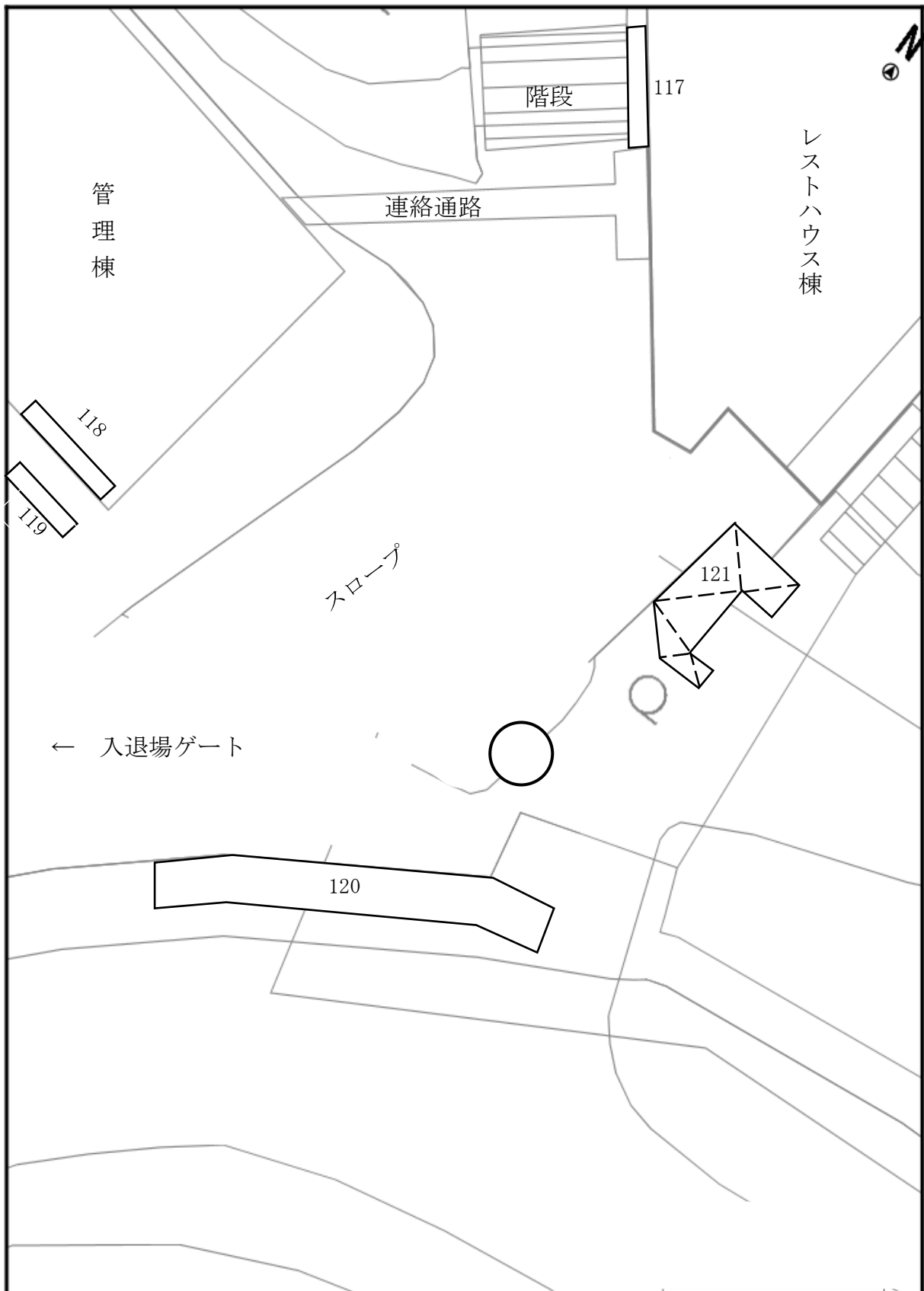
別紙 2 1



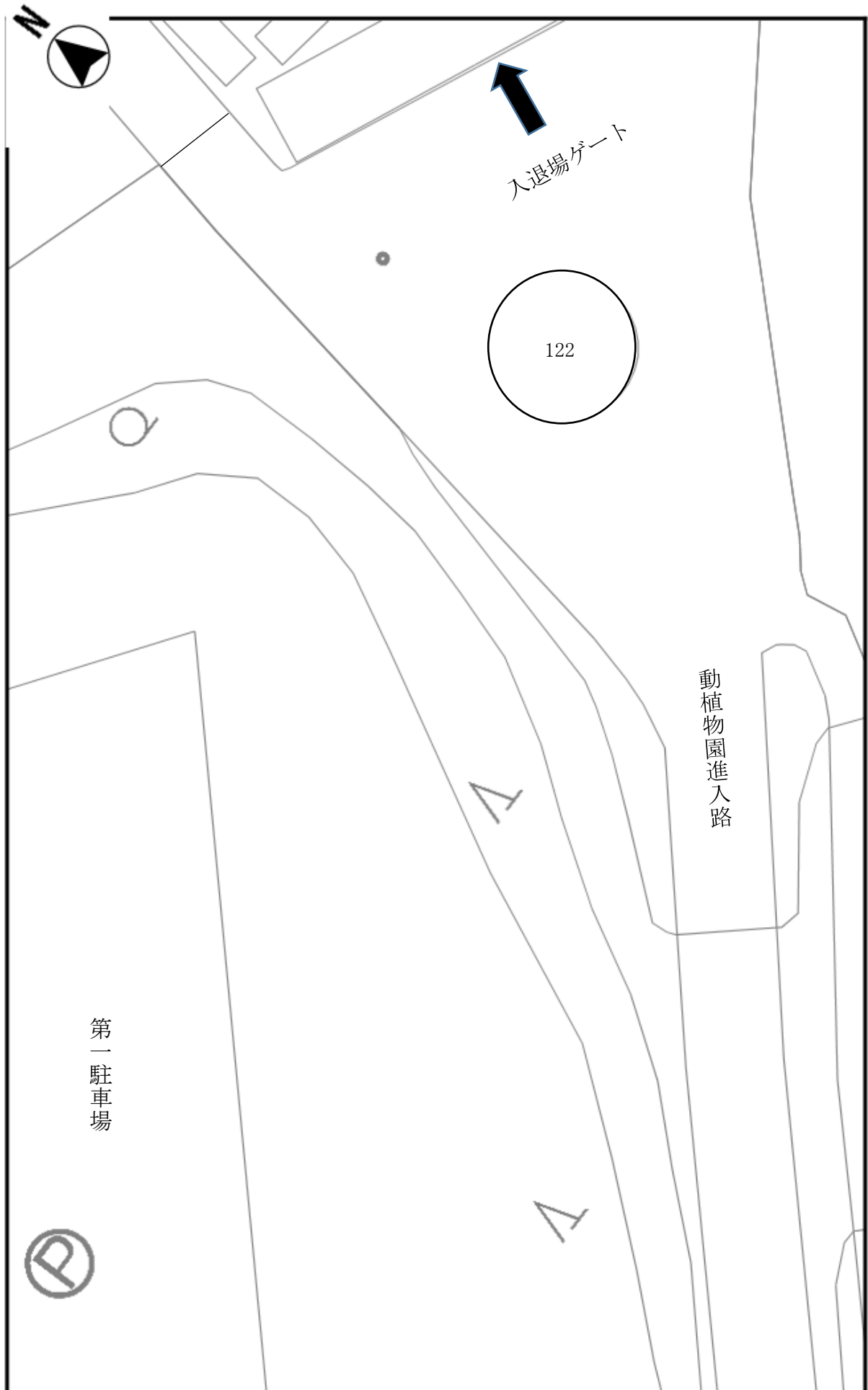
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照

作業箇所図

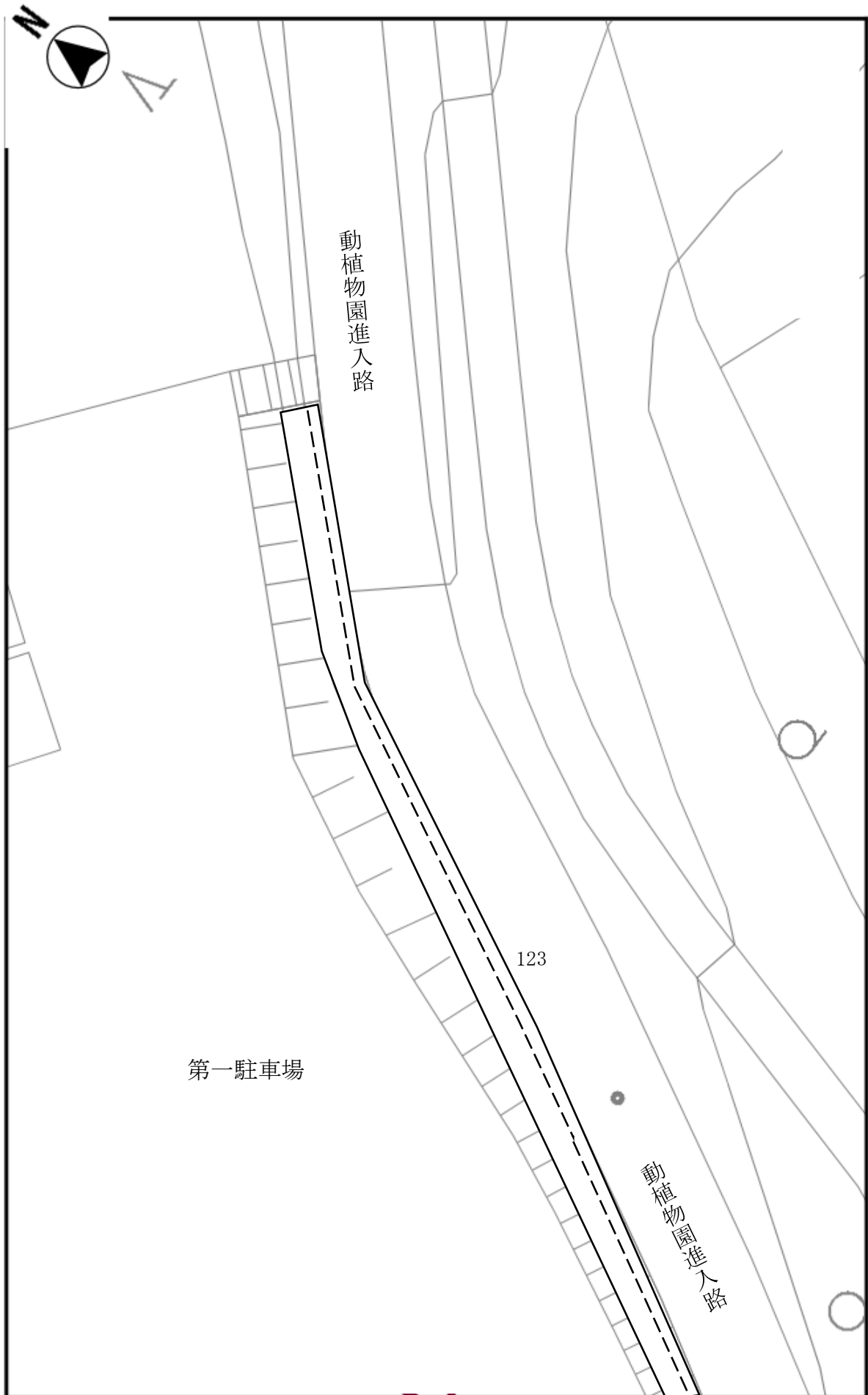
別紙 2 2



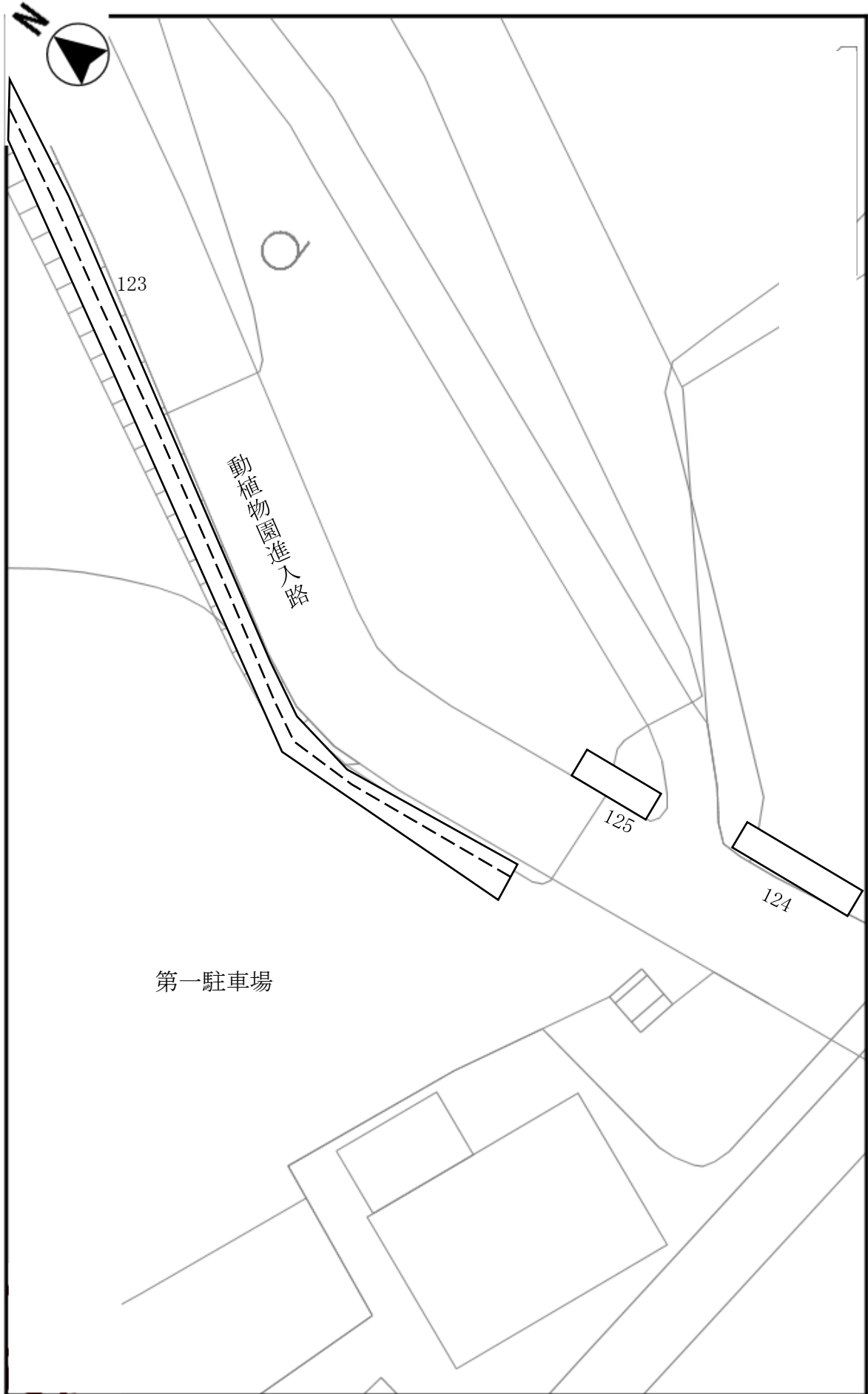
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



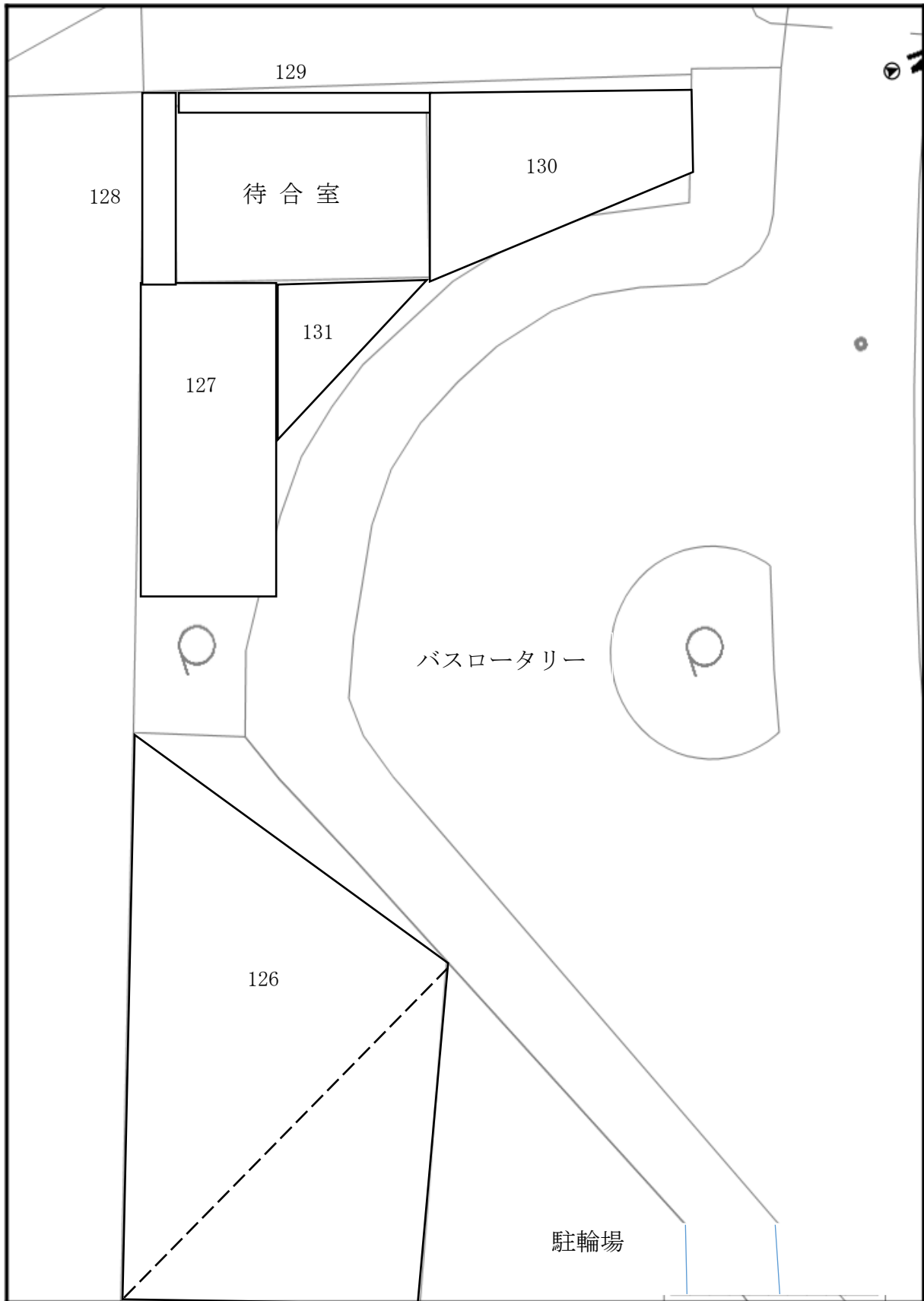
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



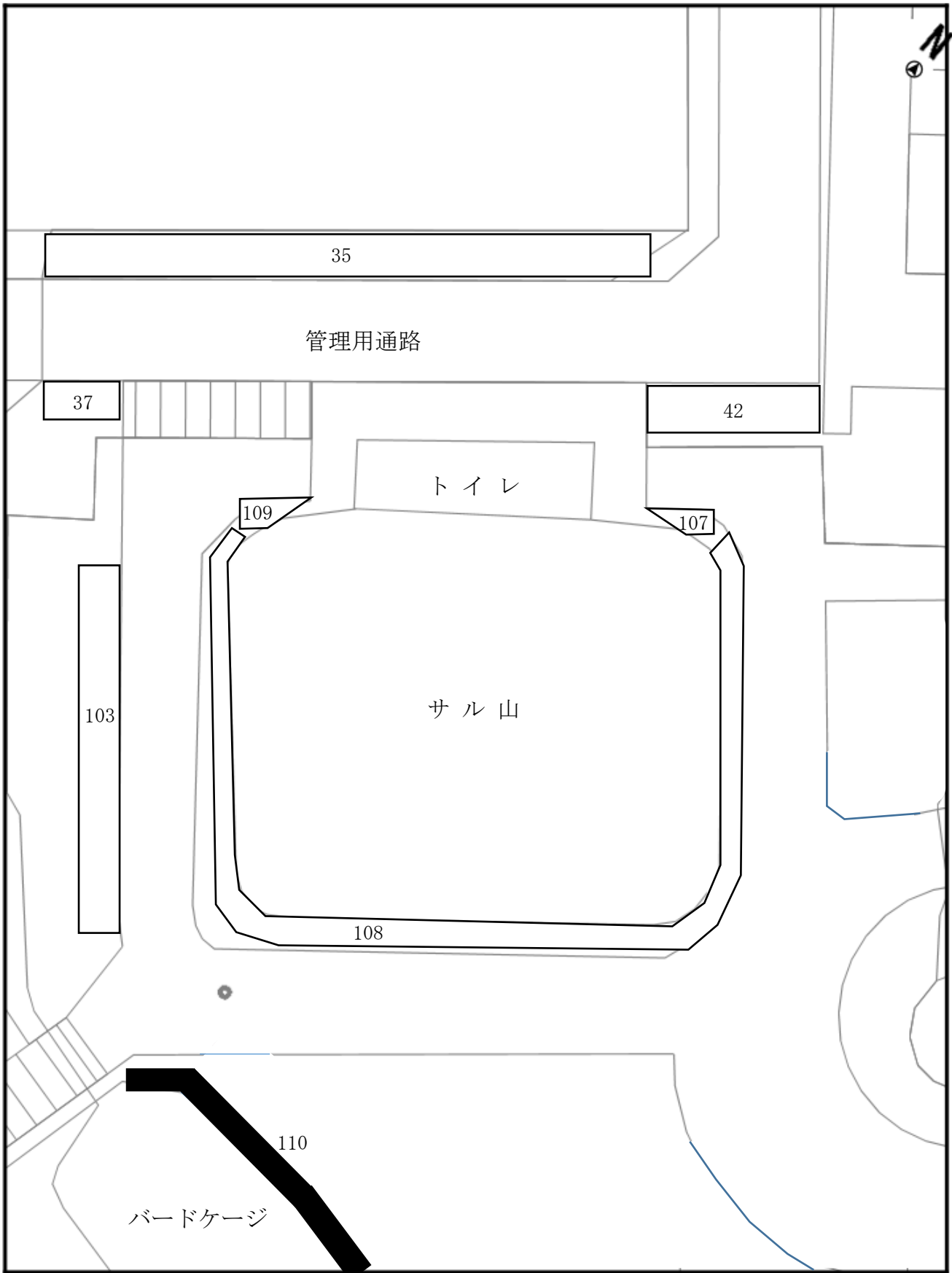
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



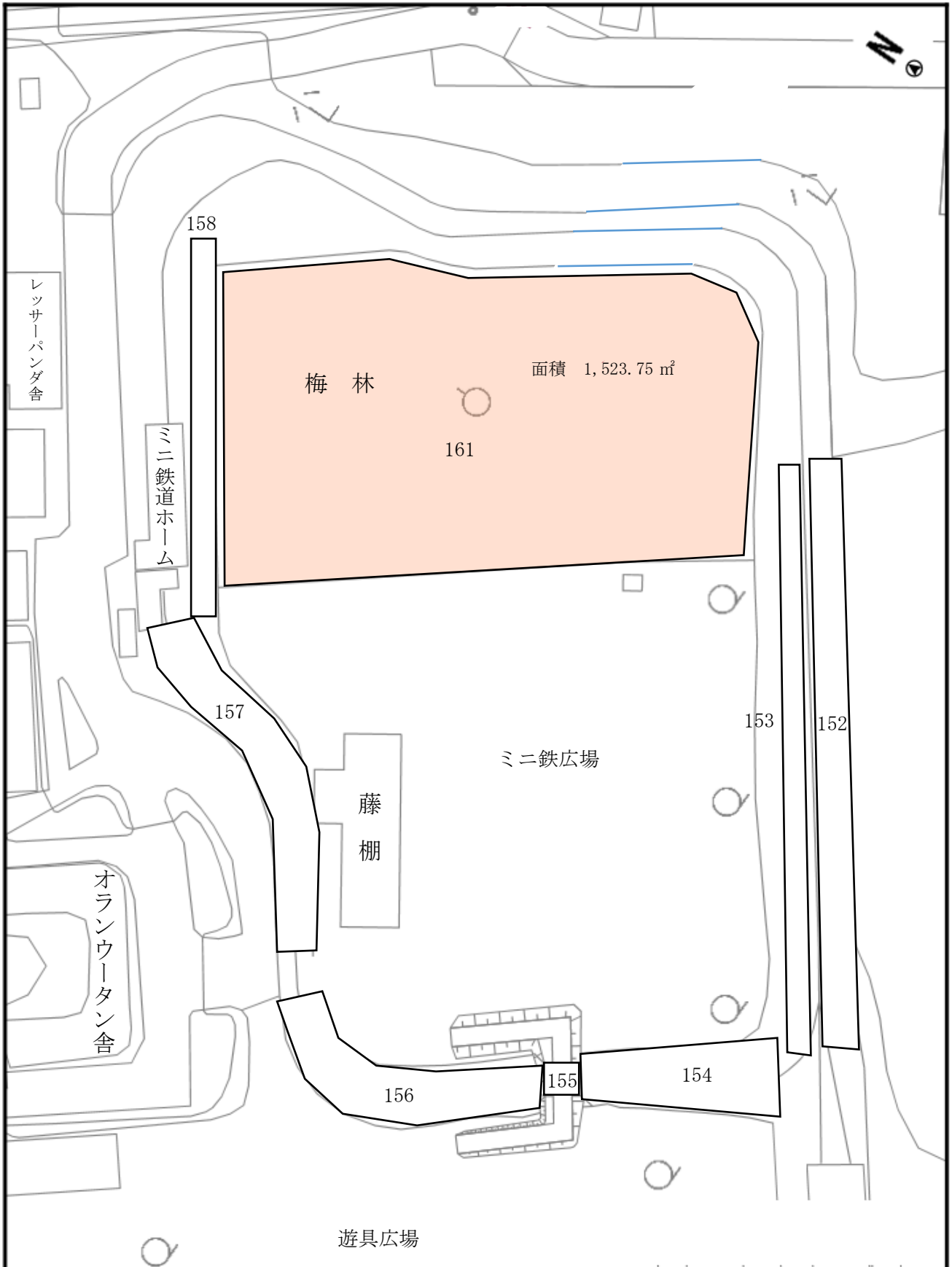
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



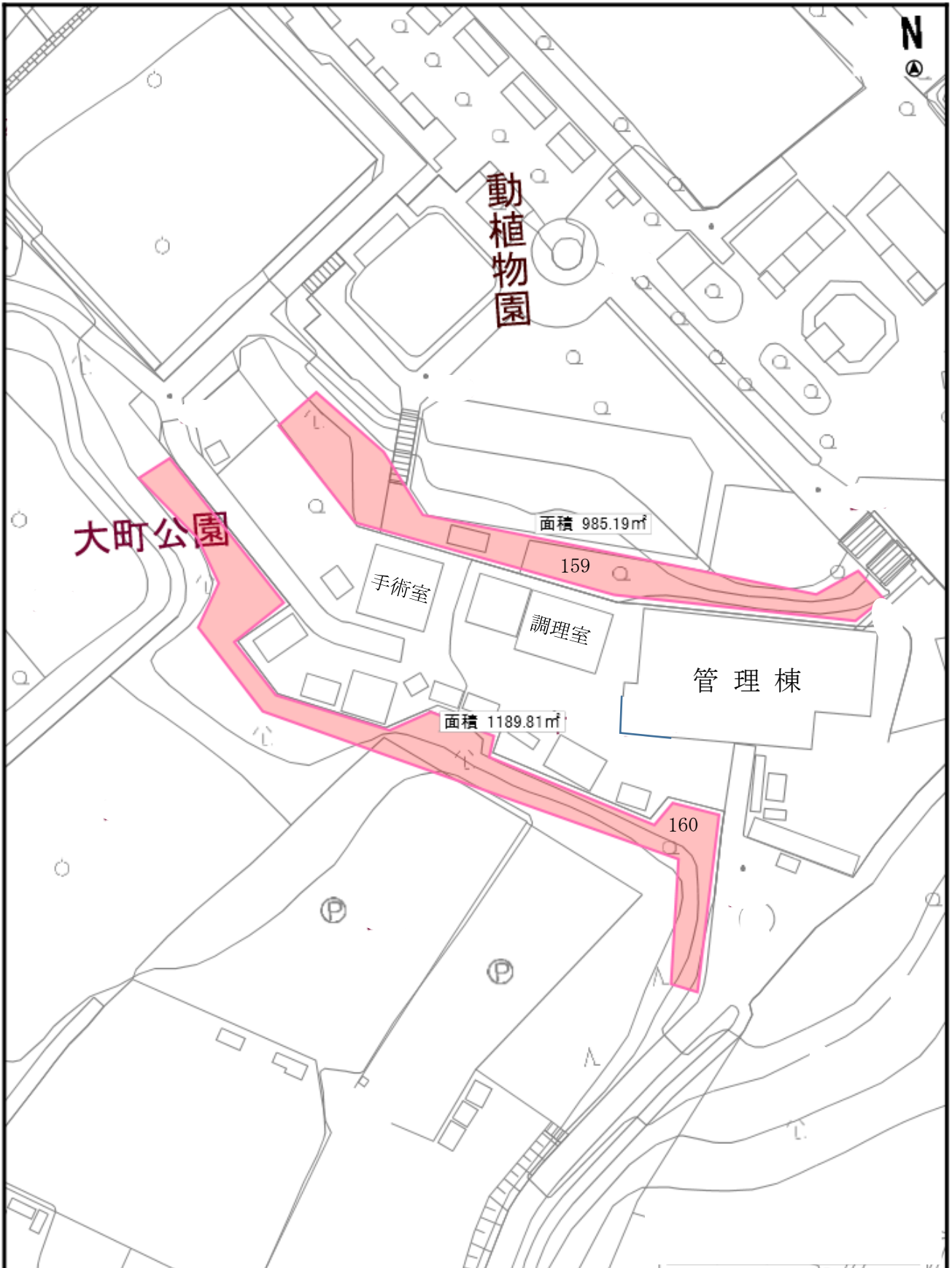
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



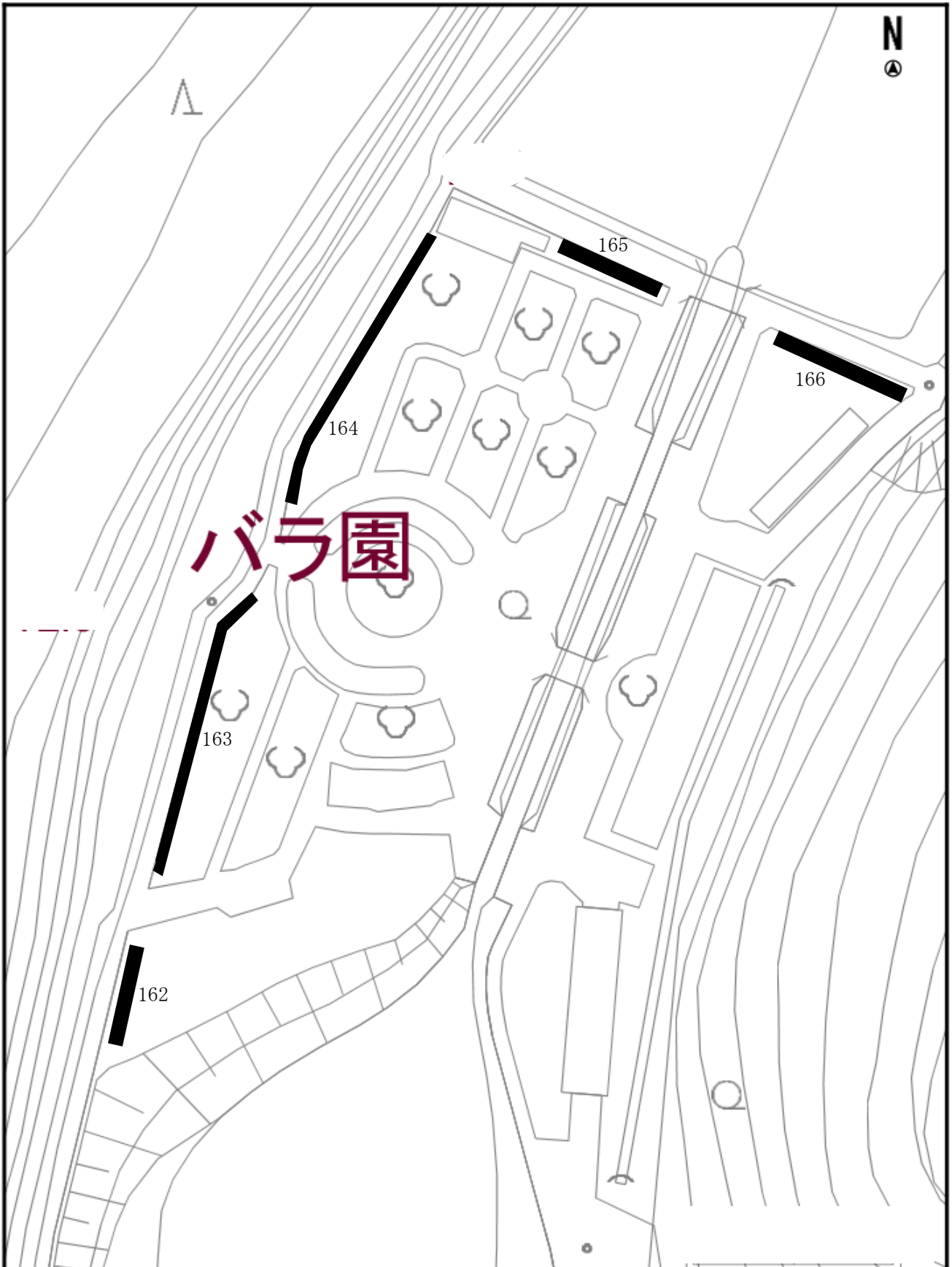
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



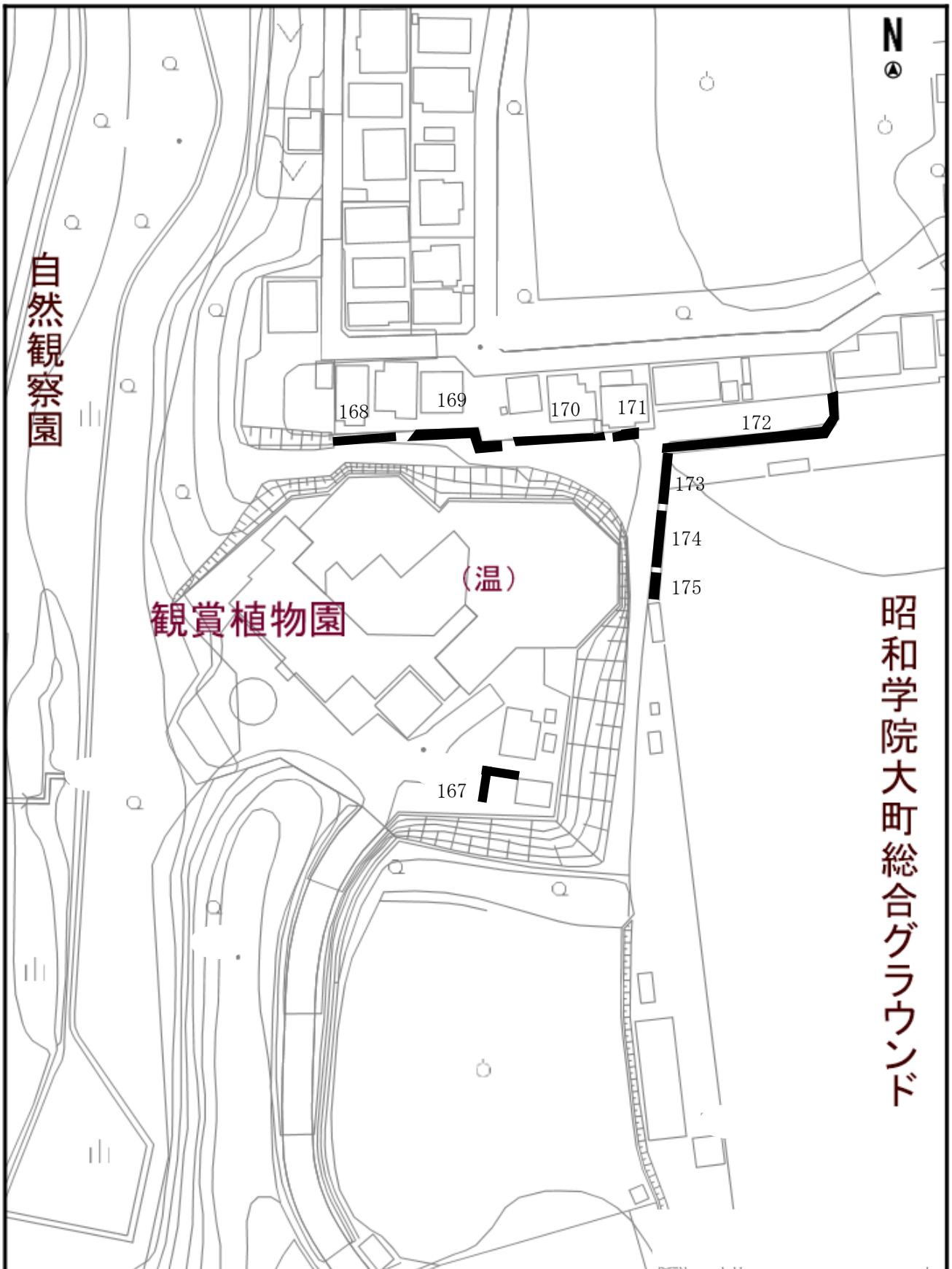
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



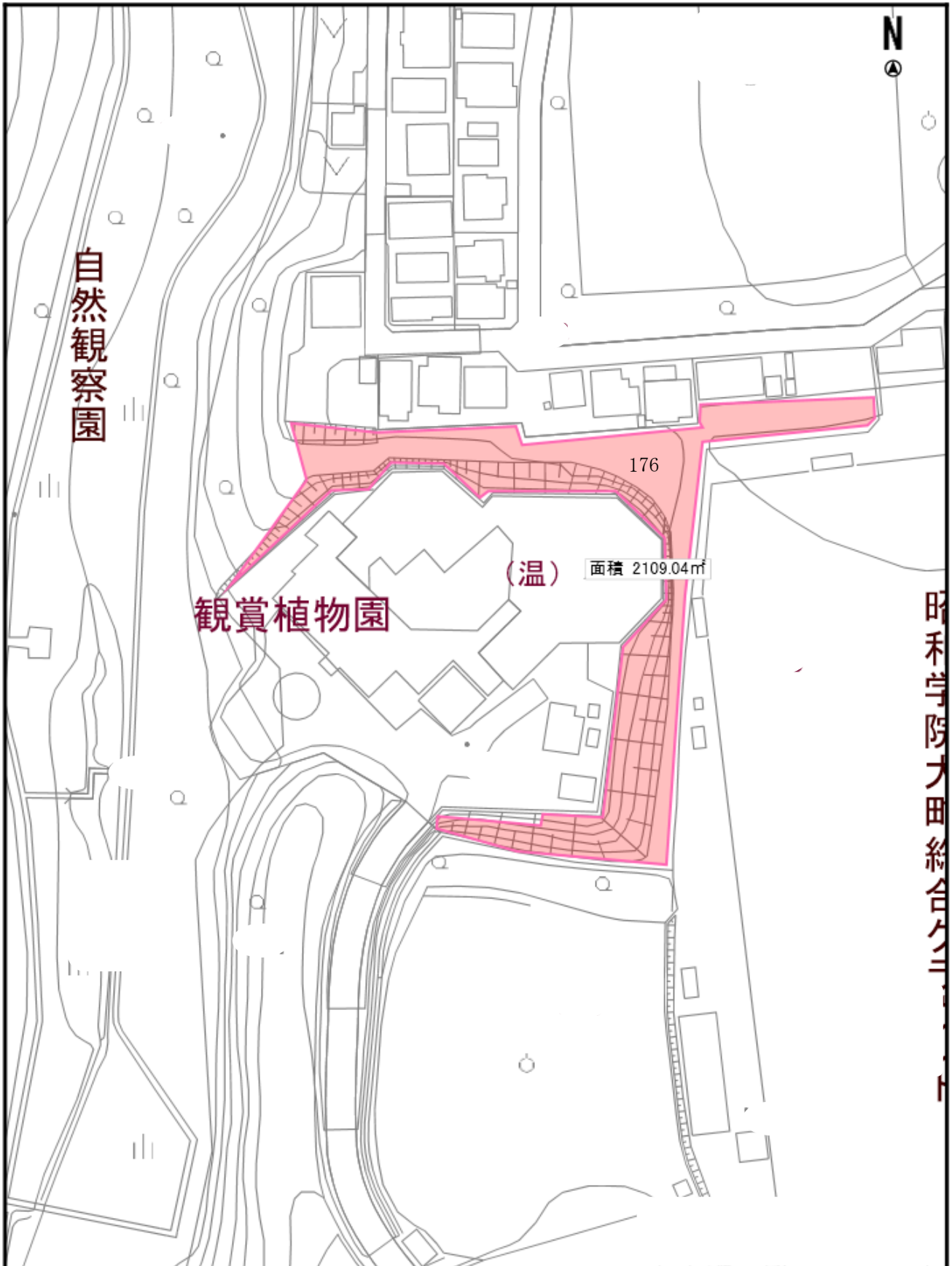
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙3 3の除草集計表を参照



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位 置	求 積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備 考
1	オランウータン舎裏	3.0×8.5		25.5					別紙2
2	オランウータン舎横	0.8×10.0		8.0					別紙2
3	オランウータン舎前	3.0×8.5		25.5					別紙2
4	オランウータン舎横	1.2×12.8		15.36					別紙2
5	オランウータン舎廻り	1.1×22.8		25.08					別紙3
6	オランウータン舎～自販機	1.0×6.0				6.0			別紙3
7	オランウータン舎園路	4.8×11.5				55.2			別紙3
8	オランウータン舎園路	4.8×11.0				52.8			別紙3
9	オランウータン舎～自販機	2.0×10.0				20.0			別紙4
10	レッサーパンダ舎横	2.0×7.0/2				7.0			別紙4
11	レッサーパンダ舎横	0.6×6.2	3.72	3.72					別紙4
12-1	レッサーパンダ舎前	1.2×16.5		19.8					別紙4
12-2	レッサーパンダ舎前	0.9×16.5	14.85						別紙4
13-1	レッサーパンダ舎横	0.9×3.8		3.42					別紙4
13-2	レッサーパンダ舎横	0.6×3.8	2.28						別紙4
14	レッサーパンダ舎前園路	2.0×3.0				6.0			別紙4
15	レッサーパンダ舎横	1.0×6.0		6.0					別紙4
16	レッサーパンダ舎前	1.1×11.0		12.1					別紙4
17	レッサーパンダ舎間	2.7×7.0				18.9			別紙5
18	レッサーパンダ舎前	0.7×14.2				9.94			別紙5

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位置	求積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備考
19	レッサーパンダ舎横	1.1×7.0				7.7			別紙5
20-1	レッサーパンダ舎～トイレ	0.6×17		10.2					別紙5
20-2	レッサーパンダ舎～トイレ	0.4×17	6.8						別紙5
21	レッサーパンダ舎トイレ裏	0.4×4.0	1.6	1.6					別紙5
22	レッサーパンダ舎トイレ前生垣	H=1.8 L=4.0					4.0		別紙5
23	レッサーパンダ舎トイレ東側	0.5×4.0				2.0			別紙5
24-1	スロープ横	(1.7+0.3)/2×26.0		26.0					別紙5
24-2	スロープ横	(1.0+0.3)/2×26.0	16.9						別紙5
25	ミニ鉄道駅舎横	2.0×2.5				5.0			別紙5
26	ミニ鉄道駅舎横	(4.0+2.0)/2×14.0				42.0			別紙5
27	ミニ鉄道ホーム角	0.71×14.0	9.8						別紙5
28	ミニ鉄道ホーム角	3.5×11.0				38.5			別紙5
29-1	スロープ下	a=4.3, b=4.0, c=3.4		6.41					別紙5、ヘロンの公式より
29-2	スロープ下	a=3.4, b=3.5, c=2.1		3.45					別紙5、ヘロンの公式より
29-3	スロープ下	a=2.1, b=2.1, c=0.7		0.72					別紙5、ヘロンの公式より
29-4	スロープ下	(6.41+3.45+0.72)×0.7	7.41						別紙5
30	ミニ鉄道ホーム内側	1.0×77.0	77.0	77.0					別紙5
31	ミニ鉄道ホーム内側北角	0.5×10.0	5.0	5.0					別紙5
32	ミニ鉄道ホーム内側北東	0.4×54.0	21.6	21.6					別紙5
33	エミュー舎前園路北西角	2.6×2.0	5.2	5.2					別紙6

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位置	求積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備考
34-1	エミュー舎前園路北西	$(2.6+3.4)/2 \times 24.6 - 31.98$				41.82			別紙 6
34-2	エミュー舎前園路北西	$(1.4+1.2)/2 \times 24.6$	31.98	31.98					別紙 6
35-1	サル山裏通路脇	$(3.4+3.6)/2 \times 30.6 - 39.78$				67.32			別紙 6
35-2	サル山裏通路脇	$(1.4+1.2)/2 \times 30.6$	39.78	39.78					別紙 6
36-1	サル山裏通路角	$(3.6+0.9)/2 \times 3.0 - 3.6$				3.15			別紙 6
36-2	サル山裏通路角	1.2×3.0	3.6	3.6					別紙 6
37-1	サル山裏角	0.4×8.4	3.36	3.36					別紙 6
37-2	サル山裏角	$1.9 \times 10.2 - 3.36$				16.02			別紙 6
38	ワオキツネザル舎裏通路西側	$(0.1+0.2)/2 \times 3$		0.45					別紙 7
39-1	ワオキツネザル舎裏通路西側	$(0.3+1.6)/2 \times 46.8$		44.46					別紙 7
39-2	ワオキツネザル舎裏通路西側	$(0.3+1.0)/2 \times 46.8$	30.42						別紙 7
40	ワオキツネザル舎裏通路西角	1.6×1.6				2.56			別紙 7
41-1	ワオキツネザル舎裏通路北側	$(0.6+1.2)/2 \times 40.0$		36.0					別紙 7
41-2	ワオキツネザル舎裏通路北側	0.6×40.0	24.0						別紙 7
42	サル山裏	2.0×6.0				12.0			別紙 7
43	ワオキツネザル舎裏通路裏	0.4×27.6	11.04	11.04					別紙 7
44	キバタン舎裏	2.3×6.0				13.8			別紙 7
45-1	コツメカワウソ舎裏通路外側	$(1.55+3.0)/2 \times 98 - 63.7$				159.25			別紙 7
45-2	コツメカワウソ舎裏通路外側	$(0.7+0.6)/2 \times 98$	63.7						別紙 7
46	コツメカワウソ舎裏角	1.0×5.0				5.0			別紙 7

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位置	求積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備考
47	コツメカワウソ舎裏	0.6×16.2				9.72			別紙7
48	タヌキ舎裏	0.45×4.0				1.8			別紙7
49	タヌキ舎裏	0.6×5.0				3.0			別紙7
50	ハクビシン舎裏	0.6×4.0				2.4			別紙8
51	ハクビシン舎裏	0.6×7.0				4.2			別紙8
52	ミーアキャット舎裏	0.4×4.0				1.6			別紙8
53	ヤマアラシ舎裏	0.6×5.1				3.06			別紙8
54	ヤマアラシ舎裏	0.45×4.0				1.8			別紙8
55	ヤマアラシ舎裏	0.6×4.0				2.4			別紙8
56	牛舎裏通路西角	3.0×3.5/2				5.25			別紙8
57	牛舎裏通路脇	2.0×10.0				20.0			別紙8
58-1	牛舎裏通路脇	2.0×18-17.1				18.9			別紙8
58-2	牛舎裏通路脇	(1.1+0.8)/2×18.0	17.1						別紙8
59	牛舎裏通路脇	2.0×6.5				13.0			別紙8
60	アルパカ舎横生垣	H=2.2 L=9.5						9.5	別紙8
61	なかよし広場前	φ1.9				2.83			別紙9
62	なかよし広場前	φ2.9				6.6			別紙9
63	なかよし広場前	φ2.9				6.6			別紙9
64	なかよし広場前	0.8×6.0		4.8					別紙9
65	パドック前	φ2.9				6.6			別紙9

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位 置	求 積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備 考
66	パドック前	φ 2.9				6.6			別紙 9
67	パドック前	φ 2.9				6.6			別紙 9
68	パドック前通路	φ 1.6				2.01			別紙 9
69	パドック前通路	φ 1.6				2.01			別紙 9
70	パドック前通路	φ 1.6				2.01			別紙 9
71	パドック前通路	φ 1.6				2.01			別紙 9
72	レッサーパンダ舎横通路	φ 1.6				2.01			別紙 1 0
73	レッサーパンダ舎横通路	φ 1.6				2.01			別紙 1 0
74	レッサーパンダ舎入口	1.7×2.6		4.42					別紙 1 0
75	レッサーパンダ舎北西植込生垣	H=1.3 L=8.0					8.0		別紙 1 0
76-1	レッサーパンダ舎北西植込	3.5×3.1				10.85			別紙 1 0
76-2	レッサーパンダ舎北西植込	1.0×3.0+2.0×2.6+3.2×3.5	19.4	19.4					別紙 1 0
77	レッサーパンダ舎北西植込	1.3×6.95+2.55×2.0	14.14	14.14					別紙 1 0
78	ヤマアラシ舎東植込生垣	H=1.3 L=5.7					5.7		別紙 1 0
79-1	ヤマアラシ舎東植込	2.9×6.3				18.27			別紙 1 0
79-2	ヤマアラシ舎東植込	0.9×6.3+2.0×2.6	10.87	10.87					別紙 1 0
80	噴水横植込生垣	H=1.2 L=8.4					8.4		別紙 1 0
81-1	噴水横植込	(9.0+11.4)/2×8.5-15.0		71.7					別紙 1 0
81-2	噴水横植込	71.7-0.5×8.4	67.5						別紙 1 0
81-3	噴水横植込	5.0×3.0				15.0			別紙 1 0

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位置	求積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備考
82	ヤマアラシ舎前園路	1.95×24.0				46.8			別紙 1 0
83	ヤマアラシ舎西植込生垣	H=1.8 L=3.5						3.5	別紙 1 1
84	ヤマアラシ舎西植込	1.8×3.5				6.3			別紙 1 1
85	ミーアキャット舎西植込生垣	H=1.8 L=3.0						3.0	別紙 1 1
86	ミーアキャット舎西植込	1.8×3.5				6.3			別紙 1 1
87	ハクビシン舎西植込生垣	H=1.8 L=3.5						3.5	別紙 1 1
88	ハクビシン舎西植込	1.8×3.5				6.3			別紙 1 1
89	タヌキ舎西植込生垣	H=1.8 L=3.5						3.5	別紙 1 1
90	タヌキ舎西植込	1.8×3.5		3.5					別紙 1 1
91	タヌキ舎前園路	1.95×17.4				33.93			別紙 1 1
92	コツメカワウソ舎前園路	1.95×14.4				28.08			別紙 1 1
93	コツメカワウソ舎前園路北角	(2.7+4.9)/2×2.4				9.12			別紙 1 2
94	コツメカワウソ舎前園路	0.95×11.4		10.83					別紙 1 2
95	キバタン舎前	0.3×16.0		4.8					別紙 1 2
96	キバタン舎前	0.7×6.0		4.2					別紙 1 2
97	キバタン舎前	0.3×8.0		2.4					別紙 1 2
98	キバタン舎前	1.25×38.0		47.5					別紙 1 2
99	キバタン舎横	2.0×2.5		5.0					別紙 1 2
100	キバタン舎横	2.0×2.5		5.0					別紙 1 2
101	サル山西側園路	1.2×5.0+(1.2+0.4)/2×1.4	7.12	7.12					別紙 1 8

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位置	求積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備考
102	サル山西側園路	2.6×14.5				37.7			別紙 1 8
103	サル山西側園路	1.6×16				25.6			別紙 1 8
104	エミュー舎前	(1.2+0.5)/2×3.8	3.23	3.23					別紙 1 8
105	管理棟裏	(0.5+3.0)/2×2.1	3.68	3.68					別紙 1 9
106-1	管理棟裏	6.6×2.1		13.86					別紙 1 9
106-2	管理棟裏	5.8×2.1	12.18						別紙 1 9
107	サル山裏	(2.6+4.2)/2×1.5		5.1					別紙 2 7
108	サル山廻り	0.75×66	49.5	49.5					別紙 2 7
109	サル山裏	(2.6+4.2)/2×1.5	12.18						別紙 2 7
110	バードケージ北側生垣	H=2.0 L=66.0					66.0		別紙 2 1
111-1	バードケージ東側	1.2×11.0		13.2					別紙 2 1
111-2	バードケージ東側	0.65×11.0	7.15						別紙 2 1
112	噴水南側	φ1.8		2.54					別紙 2 1
113	バードケージ北側植込	φ1.8		2.54					別紙 2 1
114	バードケージ北側植込	4.0×11.0	44.0	44.0					別紙 2 1
115-1	バードケージ北側園路植込	2.0×18.0-23.4				12.6			別紙 2 1
115-2	バードケージ北側園路植込	1.3×18.0	23.4	23.4					別紙 2 1
116-1	バードケージ北側園路植込	2.0×18.0-23.4				12.6			別紙 2 1
116-2	バードケージ北側園路植込	1.3×18.0	23.4	23.4					別紙 2 1
117	レストハウス棟階段脇	0.8×12.3	9.84	9.84					別紙 2 2

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位置	求積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備考
118	管理棟入口	0.95×8.8		8.36					別紙 2 2
119	管理棟入口	0.55×5.7		3.14					別紙 2 2
120	スロープ右	1.0×20.0	20.0	20.0					別紙 2 2
121-1	スロープ右	a=1.2, B=3.0, c=2.8	1.68	1.68					別紙 2 2、ヘロンの公式より
121-2	スロープ右	a=2.6, b=3.0, c=4.6	3.66	3.66					別紙 2 2、ヘロンの公式より
121-3	スロープ右	a=2.6, b=5.5, c=6.0	7.15	7.15					別紙 2 2、ヘロンの公式より
121-4	スロープ右	a=11.5, b=11.5, c=6.0	33.31	33.31					別紙 2 2、ヘロンの公式より
121-5	スロープ右	a=11.5, b=14.4, c=5.9	32.39	32.39					別紙 2 2、ヘロンの公式より
121-6	スロープ右	a=8.1, b=6.6, c=5.9	19.21	19.21					別紙 2 2、ヘロンの公式より
121-7	スロープ右	a=4.5, b=6.6, c=4.7	10.57	10.57					別紙 2 2、ヘロンの公式より
122	入場ゲート前	φ 6.0		28.26					別紙 2 3
123-1	動植物園進入路脇	1.0×90.0-27.0				63.0			別紙 2 4
123-2	動植物園進入路脇	0.3×90.0	27.0	27.0					別紙 2 4
124-1	動植物園進入路入口	0.9×18.0		16.2					別紙 2 5
124-2	動植物園進入路入口	0.3×18.0	5.4						別紙 2 5
125	動植物園進入路入口	1.0×6.0	6.0						別紙 2 5
126-1	駐輪場奥	a=14.0, b=9.4, c=18.9				63.23			別紙 2 6、ヘロンの公式より
126-2	駐輪場奥	a=26.0, b=18.9, c=18.9				178.35			別紙 2 6、ヘロンの公式より
127	バス待合室前	6.0×21.0				126.0			別紙 2 6
128	バス待合室横	1.8×10.0				18.0			別紙 2 6

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位置	求積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備考
129	バス待合室奥	1.7×15.0				25.5			別紙 2 6
130	バス待合室横	(4.0+8.0)/2×13.0				78.0			別紙 2 6
131	バス待合室前	6.0×9.0/2				27.0			別紙 2 6
132	ミニ鉄広場梅林東側生垣	H=2.0 L=20.0						20.0	別紙 1 3
133	ミニ鉄広場東内側	0.4×79.5	31.8	31.8					別紙 1 3
134	ミニ鉄広場東外側	0.8×13.0	10.4	10.4					別紙 1 4
135	ミニ鉄広場東外側	0.8×6.0	4.8	4.8					別紙 1 4
136	ミニ鉄広場東外側	0.8×3.0	2.4	2.4					別紙 1 4
137	ミニ鉄広場東外側	0.8×23.0	18.4	18.4					別紙 1 4
138	ミニ鉄広場東大外側	1.0×58.0	58.0	58.0					別紙 1 4
139	遊具広場東側角	0.5×18.0	9.0	9.0					別紙 1 5
140	遊具広場東側生垣	H=2.0 L=15.0						15.0	別紙 1 5
141	ミニ鉄道車庫前	1.0×4.0	4.0	4.0					別紙 1 5
142	ミニ鉄広場西側	2.5×6.0	15.0	15.0					別紙 1 6
143	ミニ鉄広場西側	(1.3+2.3)/2×11.0	19.8	19.8					別紙 1 6
144	ミニ鉄広場西側	1.5×9.0	13.5	13.5					別紙 1 6
145	ミニ鉄広場西側角	0.6×26.0	15.6	15.6					別紙 1 6
146	ミニ鉄広場西外側	0.6×28.0	16.8	16.8					別紙 1 6
147	ミニ鉄広場西外側	0.6×34.0	20.4	20.4					別紙 1 6
148	レッサーパンダ舎東側	0.6×5.8				3.48			別紙 5

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位置	求積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備考
149	レッサーパンダ舎東側	3.0×5.0				15.0			別紙 5
150	レッサーパンダ舎トイレ前	2.0×5.0				10.0			別紙 5
151	ミニ鉄道軌道内東側	φ0.5×25, φ0.8×28	18.97	18.97					別紙 1 5
152	ミニ鉄道軌道東側外	(4.6+4.2)/2×60.0-58.0				206.0			別紙 2 8
153	ミニ鉄道軌道東側内	2.5×60.0				150.0			別紙 2 8
154	ミニ鉄道軌道南側	((4.6+4.0)/2-0.75)×17.0				60.35			別紙 2 8
155	ミニ鉄道軌道トンネル	(2.2-0.75)×4.0				5.8			別紙 2 8
156	ミニ鉄道軌道西側角	((3.7+3.2)/2-0.75)×30.0				81.0			別紙 2 8
157	ミニ鉄道軌道西側	((3.3+3.5)/2-0.75)×40.0				106.0			別紙 2 8
158	ミニ鉄道軌道北側	2.3×35.0				80.5			別紙 2 8
159	管理棟裏					985.19			別紙 2 9
160	手術室前通路横					1189.81			別紙 2 9
161	ミニ鉄道梅林				1523.75				別紙 2 8
162	バラ園生垣	H=2.0 L=10.0						10.0	別紙 3 0
163	バラ園生垣	H=2.0 L=32.0						32.0	別紙 3 0
164	バラ園生垣	H=2.0 L=32.0						32.0	別紙 3 0
165	バラ園生垣	H=2.1 L=7.0						7.0	別紙 3 0
166	バラ園生垣	H=2.1 L=11.0						11.0	別紙 3 0
167	観賞植物園前生垣	H=1.8 L=13.0						13.0	別紙 3 0
168	観賞植物園北側生垣	H=2.0 L=11.0						11.0	別紙 3 1

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位置	求積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備考
169	観賞植物園北側生垣	H=2.0 L=17.0						17.0	別紙 3 1
170	観賞植物園北側生垣	H=2.0 L=20.0						20.0	別紙 3 1
171	観賞植物園北側生垣	H=2.0 L=6.0						6.0	別紙 3 1
172	観賞植物園東側生垣	H=2.1 L=34.0						34.0	別紙 3 1
173	観賞植物園東側生垣	H=1.8 L=13.0						13.0	別紙 3 1
174	観賞植物園東側生垣	H=1.8 L=15.0						15.0	別紙 3 1
175	観賞植物園東側生垣	H=1.8 L=11.0						11.0	別紙 3 1
176	観賞植物園廻り				2109.04				別紙 3 2
小計			1129.97	1352.1	3632.79	4468.64	22.1	360.0	
1回当り数量			1129	1352	3632	4468	22	360	
回数			1	3	3	3	1	1	
合計			1,129	4,056	10,896	13,404	22	360	

市確認欄		
課長	主幹	担当

業 務 集 計 表 (期分)

委託件名：市川市動植物園樹木等管理業務委託

名 称	規 格	単位	出来高	契約単価	出来高金額	内消費税
高木基本剪定	C=30cm未満	本				
高木基本剪定	C=30～59cm	本				
高木基本剪定	C=60～89cm	本				
高木基本剪定	C=90～119cm	本				
高木基本剪定	C=120～149cm	本				
高木基本剪定	C=150～179cm	本				
高木基本剪定	C=180～209cm	本				
高木基本剪定	C=210～239cm	本				
高木基本剪定	C=240～269cm	本				
高木基本剪定	C=270cm以上	本				
中木剪定		本				
寄植機械刈	H=1.5m未満	m ²				
生垣機械刈	H=1.5m未満	m				
生垣機械刈	H=1.5～2.5m未満	m				
高木伐採	人力、C=20cm未満	本				
高木伐採	人力、C=20～29cm	本				
高木伐採	人力、C=30～59cm	本				

名 称	規 格	单位	出来高	契約単価	出来高金額	内消費税
高木伐採	人力、C=60～89cm	本				
高木伐採	人力、C=90～119cm	本				
高木伐採	人力、C=120～149cm	本				
高木伐採	人力、C=150～199cm	本				
高木伐採	吊切、C=60～89cm	本				
高木伐採	吊切、C=90～119cm	本				
高木伐採	吊切、C=120～149cm	本				
高木伐採	吊切、C=150～199cm	本				
高木伐採	吊切、C=200cm以上	本				
人力除草		m ²				
草刈	肩掛式	m ²				
草刈	肩掛式+HG式	m ²				
計						
出来高金額						

業務完了報告書（第 期支払分）

令和 年 月 日

市川市長様

住所

氏名

印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 支払期委託金額 金 _____ 円

5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 支払期業務期間に
おける完了年月日 令和 年 月 日

7. 作業報告 別紙、作業報告書のとおり

完了届

令和 年 月 日

市川市長

住所

氏名

印

下記の通り業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 _____ 円

5. 委託期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日